

「石清水八幡宮權別当田中宗清願文案」漢字索引

田中雅和

## 凡例

- 一、本漢字索引は本誌「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種（漢字仮名交り文・和化漢文）対照本文に基づいて、その漢字の総てを収め、所在を示したものである。但し、文書末尾に附載された極書の部分の漢字は採っていない。
- 一、各標出字の排列は、康熙字典に基づき、先ずその部首によって排列し、同一部首の中では画数の順に少画から多画に及ぶ排列とした。康熙字典にない漢字は、適当と考えられる部首において、その部首の画数を除いた画数に従い、同じ画数の漢字の中の最後に排列した。
- 一、標出の漢字は、総て「」括弧に包んで示し、その上に数字を付した。数字は、その部首における画数（部首を除いた画数）である。
- 一、漢字の字体は、印刷の便を考えて、活字正字体に従うことを原則とした。但し、底本の字体と活字正字体とが本来別字であるもの、字形に大きな差異があるもの等は、原則として底本の表記を尊重し、両字体をそれぞれ標出字として掲げた。これらについては、相互に用例を参照できるように、それぞれの項に「↓」記号で注記を附した。
- 一、誤字・誤写と見られる漢字も、底本のままに採った。また、その正しいと考えられる漢字の項にも用例を掲げ、所在は双方に示した。
- 一、「定家筆・漢字仮名交り文」については、見せ消ちと抹消された漢字なども採った。重書の漢字については、元の漢字が推定できる場合には、元の漢字と訂正された後の漢字の両方を掲げた。
- 一、踊字は、その直前の字と見なして当該字と同等に扱い、その漢字の箇所を排列した。その場合、所在の数字の下に（々）の略号を附した。

この他、略号による注記には、次の如きものを用いた。

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」漢字索引

(補) ……当該漢字が補入であることを示す

(割) ……当該漢字の所在が割注内であることを示す

(仮) ……当該漢字が仮名(万葉仮名)として用いられたものであることを示す

一、用例の引用は、名詞と接続詞については当該語のみを掲げることを原則とし、それ以外の語については当該字の用法が分かるようにその前後の語を含めた句や文の形を基本的な単位として掲げることを原則とした。

一、用例の表記は、総て底本である「対照本文」の方針に従って示した。

一、用例の排列は、標出字について、総て出現順とし、その所在を示した。但し、同一の標出字について、用例の表記が同じものは、初出の項に再出以下の所在をもまとめて示した。

一、用例の所在は、和化漢文については箇条番号(①～⑯)と各箇条内の通し行数を算用数字で示し、漢字仮名交り文については通し行数を算用数字で示した。

一、用例の所在には、当該字の性質に応じて各種の符号を施した。その種類と意味は次の通りである。

⊕ ……当該漢字が見せ消ちであることを示す

(○) ……当該漢字が訂正後の漢字であることを示す

[○] ……当該漢字が脚注(『群書類従』本)にあることを示す

〈○〉 ……当該漢字が重書された元字であることを示す

部首一覽

匚部	七部	勹部	力部	刀部	凵部	几部	冫部	一八部	入部	儿部	人部	亠部	二部	(二畫)	丨部	乙部	丿部	丶部	丨部	一(一畫)	(二畫)			
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部			
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……			
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……			
己部	川部	山部	尸部	尤部	小部	寸部	冫部	子部	女部	大部	夕部	士部	土部	口部	口部	又部	厶部	厂部	冂部	十部	匚部			
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……		
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……		
月部	日部	日部	无部	方部	斤部	文部	支·攴部	支部	手部	戶部	戈部	心部	彳部	彡部	弓部	弋部	升部	廴部	广部	干部	巾部			
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……		
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……		
白部	夂部	疒部	疒部	疒部	疒部	疒部	疒部	玄部	犬部	牛部	牙部	父部	爪部	火部	水部	氏部	母部	殳部	歹部	止部	欠部	木部		
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	
虎部	艸部	白部	至部	自部	臣部	肉部	耳部	而部	老部	羽部	羊部	网部	糸部	米部	竹部	(六畫)	立部	穴部	禾部	示部	石部	矢部	目部	皿部
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
阜部	門部	長部	金部	(八畫)	里部	采部	酉部	邑部	辵部	辰部	車部	身部	足部	走部	貝部	豕部	豆部	言部	見部	(七畫)	冫部	衣部	行部	虫部
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……

佳部	……	四八頁
雨部	……	四八頁
非部	……	四八頁
〔九畫〕		
面部	……	四八頁
音部	……	四八頁
頁部	……	四八頁
風部	……	四九頁
食部	……	四九頁
首部	……	四九頁
香部	……	四九頁
〔十畫〕		
馬部	……	四九頁
骨部	……	四九頁
高部	……	四九頁
鬯部	……	四九頁
〔十一畫〕		
魚部	……	四九頁
鳥部	……	四九頁
鹿部	……	四九頁
〔十二畫〕		
黑部	……	四〇頁
〔十四畫〕		
齊部	……	四〇頁

一部

0  
(一)

一佛	⑧ 8	⑨ 21	164	三尊	⑧ 4	137	申下永宣旨	④ 7
一ふつ	142	144	146	三代	⑨ 3	146	下	⑭ 29
一堂	⑨ 1	144	146	三菩提	⑨ 9	164	2(与) ↓ 與	① 39
一字	⑨ 3	146	146	三井寺	⑩ 8	178	縦雖暫讓与	① 39
一門	⑨ 18	161	263	二三	⑩ 14	185	3(不)	① 17
一切經	⑩ 10	110	210	三十三度	⑭ 5	145	不退	⑭ 27
一向	⑭ 12	233	233	三輩	⑭ 14	244	不可宛他事	① 19
一大伽藍	⑭ 3	233	233	三所	⑭ 22	252	不可分親疎	① 28
重々之所願一々に満足せず	⑭ 8	238	238	山上	① 7	258	不存偏頗	① 30
重々之所願一々に満足せず	⑭ 8	238	238	已上	① 8	258	不存積年	① 37
一箇所	① 5	7	11	以上	② 15	55	況人之所帶不可及押領	① 37
一臈	① 12	14	10	權上座	④ 3	66	不守補日	② 4
一子	① 23	25	165	上洛	④ 16	79	不忘以前之沙汰	② 16
一世	① 39	32	32	與汝共上洛	④ 4	19	不定品秩之間	③ 3
一向可敬神故也	① 39	32	32	なむちとゝもに上洛して	⑤ 10	82	不可補其職	④ 5
一期	② 2	44	44	身上	⑥ 6	14	不可補其職	④ 26
一權別當	② 15	55	55	上連署之舉狀	⑥ 17	197	不可任官	⑤ 5
一通	② 17	56	56	上奏	⑦ 8	133	不可輒授	⑥ 3
一流	④ 3	7	259	無上菩提	⑦ 9	27	不可妄受	⑥ 4
一人	④ 8	72	72	上品	⑧ 14	28	不斷之念佛	⑦ 150
一所	④ 12	12	12	上	⑨ 14	28	輒不可改易	⑧ 10
一向撰器量	④ 12	12	12	2(下)	⑩ 9	153	過分之不當	⑧ 10
一向に器量をえらひて	④ 12	12	12	已下	⑩ 14	116	不嫌男女	⑨ 12
廿一年	⑧ 2	136	136	① 1	⑩ 14	116	不擇老少	⑨ 13

「石清水八幡宮權別當田中宗清願文案」漢字索引(二部)

不癡亡彌陀之名號

⑨ 24

／ 95 95(々) 160 160(々)

文字之誤不審

⑩ 5

在世

⑩ 6

彼不具經

⑩ 7 / 171

在世

⑪ 7 / 187

又不可哉

⑩ 12

遁世

⑮ 1

不奏聞公家

⑪ 1

世間

⑮ 5

不致破壞之修造

⑪ 10

後世

⑮ 7

不可行新議(儀)非法事

⑫ 1

一部

本主

① 39

不享非禮

⑫ 2

2 (个) ↓ 箇

一部

不正之物

⑫ 5 / 203

四ヶ所

4

吾不正之物者不受

⑫ 5 / 203

三ヶ所

5

不顧神慮之受否

⑫ 10

二ヶ所

6

不拘成配(敗)者

⑬ 15

一ヶ所

7 8 9 11

不償之

⑬ 5

廿五ヶ所

10

一々不満足

⑭ 8

廿六ヶ所

10

不便經始土木之事歟

⑭ 11

八ヶ度

① 8 / 10

不著世間之法

⑮ 5

3 (中)

236

不可進任宿運於理運

⑯ 8

一流之中

② 17

不可退傳(轉)譜第於次第

⑯ 9

入寺中

④ 10

無不謝

⑯ 12

口中

⑤ 9 / 100

無不報

⑯ 12

就中

⑥ 4 ⑩ 9 ⑪ 6 ⑫ 4

4 (世)

① 23 ⑨ 22 / 25 165

一世

洞官之中

⑩ 5

⑤ 4 ⑤ 4 (々) ⑨ 17 ⑨ 17 (々)

此中

⑭ 29 / 259

4 (主)

部

神主

① 5

社主

7

教主

① 12 ⑮ 9 / 14

本主

① 39

1 (乃)

部

未渡乃眾生

⑮ 8 (仮) ⑮ 8 (仮)

乃至

⑮ 10

2 (久)

部

久住

⑭ 36 / 266

久息

⑮ 11

3 (之)

部

加三綱略之

① 7 / 9

慈悲之教主

① 12

靈驗之尊神

① 13

濟度之悲願

① 13

三界内外之利益

① 14

和光之砌

① 16

祖宗之廟

① 16

佛事神事之在不退也

① 17

僧官俗官之備威儀也

① 18

各々之勤勞

① 19

面々之哀憐

① 20

一世之素願

① 23

万代之玄跡

① 24

修正等之外

① 27

有殊大營之時

① 29

可令停止：贅務之間

① 34

配分之後

① 34

雖身之恩潤

① 35

人之所帶

① 36

一期之後

① 39

氏人之餘裔

① 39

轉任檢校之替

② 2

權官之輩

② 3

遇別當闕之時

② 4

人別之望

② 5

聖斷之煩

② 6

達事於天聽之間

② 6

求婚時權之處

② 6

追從賄賂之營

② 7

馳走計略之苦

② 7

宣期次第之由

② 13

連署之起請

② 13

依請之宣旨

② 14

以前之沙汰 ② 16  
 向後之陵遲 ② 16  
 一流之中 ② 17  
 傍官之輩 ② 17  
 不定品秩之間 ③ 3  
 公庭之參 ③ 3  
 人家之翔 ③ 4  
 相「當」准據之宣言 ③ 6  
 官位次第之等級 ③ 6  
 山上之執行 ④ 4  
 宮寺之重職 ④ 9  
 佛神事之次 ④ 13  
 論義講之時 ④ 13  
 談法味之甚深 ④ 14  
 賁威光之增益 ④ 15  
 才之淵源 ④ 22  
 法之棟梁 ④ 22  
 執行之望 ④ 23  
 蜜宗者許之 ④ 24  
 顯蜜之修學 ④ 25  
 宮寺之餘裔 ④ 25  
 面々之依怙 ④ 27  
 十重禁戒之根本 ⑤ 2  
 六趣輪廻之業因 ⑤ 3  
 山野之跡 ⑤ 3

江湖之鱗 ⑤ 3  
 生々之父母 ⑤ 4  
 世々之兄弟 ⑤ 4  
 有情之輩 ⑤ 5  
 相害之苦 ⑤ 5  
 心之所及 ⑤ 8  
 力之攸堪 ⑤ 9  
 口中之梁(梁カ) ⑤ 9  
 身上之帛 ⑤ 10  
 可放之 ⑤ 11  
 累葉之祠官 ⑥ 5  
 次第之昇進 ⑥ 5  
 當宮之要 ⑥ 8  
 本所之舉 ⑥ 8  
 成功之費 ⑥ 10  
 奏達之計 ⑥ 11  
 人之煩 ⑥ 11  
 神之飭 ⑥ 12  
 連署之舉狀 ⑥ 14  
 官位之所望 ⑥ 15  
 人讓之外 ⑥ 16  
 停止之式 ⑥ 16  
 拜除之思 ⑥ 17  
 山川之猪鹿魚類 ⑥ 18  
 如此之犯人 ⑥ 19

召取之輩也 ⑥ 20  
 宮寺之守護 ⑥ 21  
 神明之助成 ⑥ 22  
 十分之一 ⑦ 1  
 越布之類 ⑦ 1  
 納庫倉之物 ⑦ 3  
 祖考遠忌之追善 ⑦ 3  
 貧道無緣之者 ⑦ 5  
 飢羸困乏之苦 ⑦ 5  
 常行布施之力 ⑦ 6  
 無上菩提之緣 ⑦ 7  
 自本有之 ⑦ 7  
 先師之願 ⑦ 8  
 可建立之 ⑦ 8  
 靈託之趣 ⑦ 9  
 三代之松墳 ⑧ 3  
 一字之華堂 ⑧ 3  
 亘時不斷之念佛 ⑧ 3  
 永代無朽之善根 ⑧ 7  
 近邊之餘田 ⑧ 7  
 定補之僧徒 ⑧ 8  
 過分之不當 ⑧ 9  
 常住之本懷 ⑧ 10  
 近隣在家之輩 ⑧ 11  
 農夫田父之客 ⑧ 12

稱名之念佛 ⑨ 13  
 極惡之眾生 ⑨ 14  
 時々尅々之廻向 ⑨ 17  
 世々生々之罪障 ⑨ 17  
 一門之列祖 ⑨ 18  
 吾寺之傍官 ⑨ 19  
 一世之利益 ⑨ 22  
 六道之輪廻 ⑨ 23  
 彌陀之名號 ⑨ 24  
 持念之 ⑨ 26  
 修行之 ⑨ 26  
 證無生之忍 ⑨ 27  
 有緣之眾 ⑨ 28  
 平生之時 ⑩ 2  
 可遂供養之由 ⑩ 4  
 新錄之經 ⑩ 5  
 文字之誤 ⑩ 5  
 在世之素意 ⑩ 6  
 每年之白業 ⑩ 7  
 轉讀之薰修 ⑩ 8  
 化度之方便 ⑩ 9  
 弟子之祖師 ⑩ 10  
 抽身之砌 ⑩ 11  
 唐本之外 ⑩ 13  
 殷勤之志 ⑩ 14



宗廟之爲重事	⑪ 2	潔白之沙汰	⑫ 20	大願之力	⑬ 5
數万戸之民烟	⑪ 3	家語之訓	⑫ 21	千手之靈像	⑬ 26
大少社之神領	⑪ 4	寺務之時	⑫ 22	和光之本誓	⑬ 26
十之二三	⑪ 5	成清爲檢校之時	⑬ 2	六口之僧徒	⑬ 27
十之八九	⑪ 6	造立千手觀音之間	⑬ 4	不退之行法	⑬ 27
寄進之田園	⑪ 9	雖用之	⑬ 5	發願之趣	⑬ 30
破壞之修造	⑪ 10	不償之	⑬ 5	加之	⑬ 31
朝家之煩	⑪ 11	志之尤切	⑬ 10	懸馮之輩	⑬ 33
公平之基	⑪ 11	有可：建立一大伽藍之願	⑬ 3	廻向之限	⑬ 35
過分之大營	⑪ 17	可參籠當山之願	⑬ 6	新立之庄園	⑬ 36
任意之上奏	⑪ 17	重々之所願	⑬ 8	久住之衣食	⑬ 36
舊史之明文	⑫ 2	補闕之志	⑬ 9	世間之法	⑬ 5
祠官之中	⑫ 3	造營之功	⑬ 10	雲栖之計	⑬ 5
寺務之輩	⑫ 3	寺務進退之身	⑬ 11	神之方便	⑬ 5
不正之物	⑫ 5 / 203	經始土木之事	⑬ 11	心之退轉	⑬ 6
此物意穢有故反弃 <small>倍之文</small>	⑫ 6 (仮)	參籠之願	⑬ 13	穢土之終	⑬ 6
公私之繁務	⑫ 9	廿六口之僧侶	⑬ 14	菩提之始	⑬ 7
神慮之受否	⑫ 10	三十三度之員數	⑬ 15	西方之教主	⑬ 9
一向之信	⑫ 12	可爲導師祝願讀師之由	⑬ 19	先廟之祖靈	⑬ 10
四知之廉	⑫ 13	先師之立願	⑬ 20	叢祠之陰	⑬ 11
非力之所及	⑫ 16	儲儀之時	⑬ 21	蓮臺之萼	⑬ 11
最要之人	⑫ 18	彼三輩之門跡	⑬ 22	神之冥慮	⑬ 2
無緣之輩	⑫ 19	一日之道儀	⑬ 22	人之運命	⑬ 2
於身之要人	⑫ 20	重山之月	⑬ 23	重代之職	⑬ 3
				權官之身	⑬ 3
				大願之望	⑬ 5
				實神之願	⑬ 6
				神慮之旨	⑬ 7
				酬師之志	⑬ 7
				師資之跡	⑬ 8
				數箇之願印	⑬ 8
				一期之壽算	⑬ 10
				仰神之餘身	⑬ 10
				知皇恩之在首	⑬ 11
				德之爲德	⑬ 11
				恩之爲恩	⑬ 12
				堂塔建立之願	⑬ 12
				經論渡替之志	⑬ 13
				寺務之前日	⑬ 13
				石心之底露	⑬ 14
				4 (乎)	⑬ 14
				誰不悲相害之苦乎	⑬ 6
				盍無神明之助成乎	⑬ 22
				爭爲常住之本懷乎	⑬ 9
				況乎美濃國明知庄者彼塔領也	⑬ 11
				也	⑬ 8
				眾生乎渡加爲仁現神道	⑬ 8 (仮)
				4 (乏)	⑬ 8
				困乏	⑬ 8
				⑦ 7 / 132	⑬ 8

7 (乖) 豈乖神慮之旨 ⑬ 7

乙部

1 (九) 九 ⑪ 6 / 186

2 (也) 佛事神事之在不退也 ① 17

僧官俗官之備威儀也 ① 18

一向可敬神故也 ① 32

神をうやまひたてまつるへきゆへ也 34

爲誠向後之陵運也 ② 16

抑執行者宮寺之重職也 ④ 10

そもく執行は宮てらの重職也 74

難備法之棟梁故也 ④ 23

殺生者…六趣輪廻之業因也 ⑤ 3

殺生は…六趣輪廻之業因也 94

皆是…世々の兄弟也 ⑤ 5

みなこれ…世々の兄弟也 96

如此之犯人召取之輩也 ⑥ 20

犯人をめしとるともから也 12 (亂)

必爲無上菩提之縁也 ⑦ 9

別當道清等墓所也 ⑨ 3

別當道清等の墓所也 146

揚名抽身之砌也 ⑩ 11

身をぬきいてたるみきり也 175

神不享非禮舊史之明文也 ⑫ 2

舊史の明文也 200

況乎美濃國明知庄者彼塔領也 ⑬ 8

かの塔の領也 227

こゝろさしもとも切也 229

いよく運命をいのるところ也 243

先師之立願也 ⑭ 20

先師の立願也 250

因縁也 ⑭ 30 / 260

大因縁也 ⑭ 30 / 260

善根也 ⑭ 30 / 260

最善根也 ⑭ 30 / 260

是貴神之願也 ⑭ 6

是酬師之志也 ⑭ 7

錯亂往式 ⑫ 11

部

1 (了) 發願亦了 ⑩ 4

燒失了 ⑬ 3

所願成就了 ⑮ 1

7 (事) 立願事 序 2 / 2

別當已下可支配庄園事 ① 1

庄園をわかちしるへき事 3

佛事 ① 17 / 19

神事 ① 17 / 19

他事 ① 28 / ⑬ 6 / 30

對禪せしむる事なかれ 33

たやすく他人にゆつる事なかれ 38

別當職可次第轉任事 ② 1

別當の職次第に轉任すへき事 43

達事於天聽之間 ② 6

この事 48

宮寺僧俗官等可申定品秩事 ③ 1

品秩(秩)を申したむへき事 ⑩ 1

御殿司入寺僧等可定員數事 ④ 1

そのかすをさたむへき事 65

佛神事 ④ 13 / ⑦ 1 / 77 125

隨力堪贖取生類可放還事 ⑤ 1

生類をあかひとりて放還すへき事 92

みつから断する事えたりと 98

宮寺僧俗職不可任官事 ⑥ 1

たやすく任官すへからざる事 103

可廻向佛神事 ⑦ 1

仏神事に廻向すへき事 126

山内可建立彌勒堂事 ⑧ 1

彌勒堂を建立すへき事 135

先師墓所可建立一堂事 ⑨ 1

先師墓所に一堂を建立すへき事 144

衣鉢二事 ⑨ 6 / 149

あへて退轉する事なからむ 158

可奉渡唐本一切經事 ⑩ 1

不奏聞公家可爲寺領勤事

⑪ 1

二部

至于參籠之願者

⑭ 13

至于寺務者

⑮ 4

寺領のつとめたるへき事

⑪ 2 / 182

〇 (二)

告和尚云

④ 17

重事

⑪ 2 / 182

二人

① 4 / 6

御託宣云

⑧ 2 / 136

對桿をなさしむる事なかれ

⑪ 2 / 182

二箇所

① 4 / 6

云云

⑧ 4 / 4

不可行新議(儀)非法事

⑫ 1 / 195

二分

⑥ 9 / 111 / 129

2 (五)

⑧ 4 / 4

新儀非法をこなふへからぬ事

⑫ 1 / 195

二菩薩

⑧ 8

互可相持

② 15

可行事

⑫ 4 / 199

二口

⑨ 5 / 148

2 (五)

② 15

事はからざるほかにいて

⑫ 4 / 199

二事

⑨ 6 / 149

廿五箇所

① 8 / 10

とか事

⑫ 4 / 199

二三

⑪ 5 / 185

五畿七道

① 4 / 184

寺務の時にかきる事なかれ

⑫ 4 / 199

二十六度

⑭ 7 / 237

建保五年

⑬ 16

可建立大塔事

⑬ 1 / 219

二親

⑭ 29 / 259

2 (井)

⑩ 8 / 172

大塔を建立すへき事

⑬ 1 / 219

二求

⑭ 33 / 263

三井寺

⑩ 14 / 178

其事

⑬ 7 / 220

貞應二年

⑭ 29 / 259

4 (亘)

⑨ 6 / 149

可建立大塔事

⑬ 1 / 219

殊被于吾朝者歟

① 14

亘時不斷之念佛

⑨ 6 / 149

大塔を建立すへき事

⑬ 1 / 219

1 (于)

① 14

一部

⑨ 6 / 149

その事

⑬ 7 / 220

至于庄務

① 24

1 (二)

⑨ 24

山内可建立千手堂事

⑭ 1 / 231

無便于坐籍

③ 4

不癡亡彌陀之名號

⑨ 24

千手堂を建立すへき事

⑭ 1 / 231

有憚于同科

③ 5

4 (亦)

⑨ 24

不便經始土木之事歟

⑭ 11 / 231

可寄附于用途

⑨ 8

仰垂跡者亦百王鎮護靈驗之尊神

① 12

所願成就了可令遣世事

⑮ 1 / 231

欲安于三井寺矣

⑩ 14

發願亦了

⑩ 4

如何于他生

⑮ 1 / 231

弟子相傳于今知行

⑬ 9

道心亦熟

⑬ 4

〇 (人)

三人

① 3 / 5 / 249

人部

① 3 / 5 / 249

垂跡亦先廟之祖靈

⑮ 1 / 231

6 (享)

⑮ 15

不享非禮

⑮ 2

仁

⑮ 1 / 231

2 (二)

⑥ 6 / 108

眾生乎渡加爲仁

⑮ 8 (返)

要人

⑮ 1 / 231

本人

⑫ 20 / 217

犯人

⑥ 19 / 121

一人

⑮ 1 / 231

④ 3 / 7 / 14 / 29 / 71 / 259

十人

④ 2 / 66

六人

⑮ 1 / 231

④ 2 / 66

八人

③ 4 / 61

他人

⑮ 1 / 231

① 38 / 38

諸人

① 31

氏人

⑮ 1 / 231

① 37 / 39

① 37 / 39

① 31

① 37 / 39

① 37 / 39

① 37 / 39

① 37 / 39

① 37 / 39

① 37 / 39

2 (今)	9 25 / 168	近代	6 8	以後	7 6	件塔	13 2
今身	13 9	三代	9 3 / 146	以此常行布施之力必爲無上		4 (任)	
于今	14 26	代々	12 9 / 207 (タ)	菩提之縁也	7 8	別當職可次第轉任事	2 1
今	15 6	重代	16 3	以藥師觀音彌勒爲吾本尊	8 2	次第に轉任すへき事	43
今生		3 (令)		取藥師觀音彌勒をもちて	2	轉任	2 2 / 44
2 (仍)		莫令對捍	1 31	以此功德併資先師	9 16	任少別當	4 2 (割) / 66 (割)
仍	5 8 10 6 14 12 16 15	可令停止彼官位	1 33	以正直可爲先	12 3	任權上座	4 3 (割) / 66 (割)
3 (任)		令致營修	11 13	遂以令逝去	13 6	任權律師	4 8
出任	2 10	莫令成對捍	11 14	以公胤實任雅縁可爲導師呪願讀師之由	14 18	權律師に任せしめて	72
3 (他)		遂以令逝去	13 6	以藥師觀音彌勒爲本尊	14 22	任官すへからさる事	103
他事	1 28 16 6 / 30	令囑廿六口之僧侶	14 14	以藥師觀音彌勒爲本尊	14 25	任彼在世之素意	6 6
他人	1 38 / 38	令滿足二求	14 33	遂以今世爲穢土之終	15 6	被任在世之素意	10 6
他	5 7 / 98	令昌榮一門	14 33	以後世爲菩提之始	15 7	任意	11 17 / 197
他界	9 20 / 163	可令遁世	15 1	以前大願敬以發起	16 1	實任	14 18 / 248
他生	13 6	3 (以)	15 11 3	以前大願敬以發起	16 1	不可進任宿運於理運	16 8
3 (付)		是以	2 2	仍以發願	16 15	大伽藍	14 3 / 233
可返付本主氏人之餘裔矣		以一權別當可舉補別當	2 55	4 (仰)	1 12	5 (但)	
付慶兮懈	2 11	以上	2 16	仰垂跡者	16 11	但	1 28 1 37 4 24 9 10
付愁兮退	2 11	以碩學法器者一人可爲山上	4 3	仰神德之餘身	16 11	5 (但)	12 14 14 34 16 8 16 9
付彼	13 9	之執行	4 3	4 (件)	2 14	5 (位)	1 33 3 2 3 6 15
付此	13 9	以執行爲探題	7 4	件起請	10 5	官位	59 63 117
3 (代)		以其一羞神明	7 4	件の起請	10 5		
万代	1 24 / 26	以其一先宛供佛	7 4	件經	10 5		
永代	2 19 9 7 / 150						

綱位	⑥ 10 / 112	佛供	⑦ 5 ⑦ 6 / 130	道俗	⑨ 19 / 162	8 (俾)	
大和尚位	⑬ 17 / 269	供養	⑩ 4 ⑬ 21 / 251	7 (保)		滿寺俾知此旨	② 19
5 (住)		6 (依)		保護百王聖胤	④ 20	8 (併)	
常住	⑨ 11 / 133 154	依怙	① 23 ① 33 ④ 27 / 25 90	百王之聖胤を保護せむ	83	併	⑨ 16
久住	⑭ 36 / 266	可申依請之宣言	② 14	建保五年	⑬ 16	8 (倉)	⑧ 9
5 (何)		依先師之願可建立之	⑧ 5	7 (信)		庫倉	⑦ 1 ⑦ 2 / 125 127
何強論品秩	④ 12	各依時々剋々之廻向	⑨ 17	信	⑫ 12 / 210	8 (倍)	此物意穢有故反弃 <small>倍之文</small>
何身	⑨ 24	依神之方便	⑬ 5	8 (修)		8 (借)	⑫ 6 (仮)
何益于吾御山	⑩ 13	依大願之力	⑬ 5	修理別當	① 4 / 6	8 (借)	
何忘四知之廉	⑫ 13	7 (侶)		御修理	① 27 ⑩ 1 / 29 180	少々借請而雖用之	⑬ 4
如何于他生	⑬ 6	僧侶	⑨ 5 ⑭ 14 / 148 244	修正	① 27 / 29	9 (偏)	
5 (佗) ↓ 他		7 (便)		修學	④ 25 / 88	偏頗	① 30 ⑥ 13 ⑫ 16 / 32 115
佗人	① 38	無便	③ 4	修永代無朽之善根	⑨ 7	偏成人別之望	② 5
佗生	⑬ 6	便々可計宛矣		永代無朽の善根を修せむ	151	偏爲朝家之煩	⑪ 10
5 (佛)		便々にはからひあつへし	④ 27 ④ 27 (冬) ④ 27	修行之	⑨ 26	9 (停)	
佛事	① 17 / 19			これを修行して	169	可令停止彼官位	① 33
佛神事	④ 13 ⑦ 1 / 77 125		90 90 (冬)	可修每年之白業	⑩ 7	永停濫望	② 12
供佛	⑦ 5 ⑦ 6 / 130	方便	⑩ 9 ⑮ 5 / 173	每年の白業を修すへし	171	停止	⑥ 16 / 118
一佛	⑧ 8 ⑨ 21 / 164	不便	⑭ 11	薰修	⑩ 8 / 172	10 (傍)	
念佛	⑨ 7 ⑨ 13 / 150 156	7 (俗)		修造	⑪ 10 / 190	10 (備)	① 35 ② 17 ⑨ 19 / 162
佛身	⑨ 25 / 168	俗別當	① 5 / 7	營修	⑪ 13 / 193	10 (備)	
5 (作)		俗官	① 18 / 20	共修行業	⑭ 16	備威儀也	
作堂可安彼三尊	⑧ 3	僧俗官	③ 1 ③ 2 / 58 59	ともに行業を修せむ	246	難備法之棟梁故也	④ 22
6 (供)		僧俗	⑥ 1 ⑥ 5 / 103 107	修不退之行法	⑭ 27	11 (傳)	
御供所	① 10 / 12	俗	⑥ 10 / 112	不退の行法を修す	258		

弟子相傳于今知行 ⑬ 9

退傳(轉) ⑯ 9

11 (傾) ② 9

傾財產欲報辱吻 ② 9

12 (像) ⑧ 8 ⑨ 4 ⑭ 17 / 147 247

像 ⑭ 4 / 234

形像 ⑭ 26 / 256

靈像 ① 18 / 20

12 (僧) ③ 1 ③ 2 / 58 59

僧官 ④ 1 ④ 2 ④ 3 (割)

僧俗官 65 66 66 (割)

入寺僧 ⑥ 1 ⑥ 5 / 103 107

僧俗 ⑥ 9 / 111

僧侶 ⑨ 5 ⑭ 14 / 148 244

僧徒 ⑨ 9 ⑭ 27 / 152 257

諸僧 ⑩ 8 / 172

僧正 249

13 (儀) ① 18 / 20

威儀 ⑫ 1 ⑫ 12 ⑫ 12

新儀 ① 18 / 20

儀 ⑭ 21 / 251

道儀 ⑭ 22 / 252

15 (償) 償神社者十之二三 ⑪ 6

連々指合不償之 ⑬ 5

可償其事者已當弟子 ⑬ 7

15 (優) 年戒可優者 ④ 6

然者優賞碩學 ④ 21

しかれば碩學を優賞せむ 84

16 (儲) 供養儲儀之時 ⑭ 21

儿部

3 (兄) 兄弟 ⑤ 5 / 96

3 (充) ↓ 宛 不可充他事 ① 28

不存偏頗各可省充 ① 30

便々可計充矣 ④ 27

以其一先充供佛 ⑦ 5

次可充祖考遠忌之追善

計充衣鉢二事 ⑦ 5

可充久住之衣食 ⑨ 6

省充寺領令致營修 ⑭ 36

4 (先) ⑪ 13

以其一先宛供佛 ⑦ 5

先師 ⑧ 5 ⑨ 1 ⑨ 16 ⑩ 2

13 3 ⑭ 2 ⑭ 20

先 139 144 159 222 232 250

仍先發願 ⑫ 3

先神武内大臣 ⑬ 12

先廟 ⑬ 3 ⑭ 10

4 (光) 和光 ① 16 ⑭ 26 / 18 256

威光 ④ 15

入部

0 (入) 入寺僧 ④ 1 ④ 2 ④ 3 (割)

權入寺 65 66 66 (割)

入寺 ④ 6 / 70

彼不具經者施入三井寺 ④ 10 / 74

かの不具の經三井寺に施入 ⑩ 8

して 172

入官家者十之二三 ⑪ 5

内外 ① 14 / 16

課役内 ① 26

此内 ④ 3

宮寺内 ⑥ 19

山内 ⑧ 1 ⑧ 7 ⑧ 14

御山の内 ⑧ 14 1

其内 ⑭ 15 141

神武内大臣 ⑬ 15 3

武内大神 ⑬ 9

4 (全) 全非神之饒 ⑬ 6 12

是全 ⑬ 10

6 (兩) 兩子 ② 17

八部

0 (八) 八幡宮 ① 11

八九 ⑪ 6 / 186

八箇度 ⑭ 6 / 236

2 (公) 公庭 ③ 3 / 60

公家 ⑪ 1 ⑪ 11 ⑪ 180 188

公平 ⑪ 11 / 191

公私 ⑫ 9

公胤 ⑭ 18 / 248

2 (六) ② 248

廿六ヶ所 ① 8 / 10  
 六人 ④ 2 / 66  
 六趣 ⑤ 2 / 93  
 六道 ⑨ 23 / 166  
 二十六度 ⑭ 7 / 237  
 廿六口 ⑭ 14 / 244  
 廿六鉢 ⑭ 14 / 247  
 六口 ⑭ 27 / 257  
 2 (兮) ② 11  
 付慶兮懈 ② 11  
 付愁兮退 ② 11  
 撰臣兮授官 ⑥ 2  
 量已(己)兮受職 ⑥ 3  
 遂託上品兮 ⑨ 27  
 更歸南浮兮 ⑨ 27  
 懸身命兮無緣之輩 ⑫ 18  
 4 (共) ④ 19  
 與汝共上洛 ④ 19  
 共生一佛土 ⑨ 21  
 共修行業 ⑭ 16  
 6 (其) ① 19  
 其各々之勤勞 ① 19  
 其人 ① 25  
 其職 ④ 9 / 26 / 73  
 其撰 ④ 10

其故 ④ 15  
 其仁 ⑥ 6  
 其賞 ⑥ 6  
 其殊功 ⑦ 4  
 其一 ⑦ 4  
 其地 ⑩ 11  
 其所 ⑪ 14 / 12 / 18  
 其功 ⑪ 16  
 兼此中 ⑫ 18  
 其金物等 ⑬ 18  
 其事 ⑬ 3  
 其身 ⑬ 7  
 其願 ⑭ 8 / 9 / 238  
 其内 ⑭ 9  
 其勤行 ⑭ 15 / 16 / 37  
 6 (具) ⑩ 7 / 171  
 不具經 ⑩ 7 / 171  
 兼日 ⑩ 20 / 122  
 兼定置其所 ⑪ 14  
 8 (冥) ① 21  
 冥睭 ① 21  
 冥感 ③ 3

「部

冥慮 ⑬ 2  
 ④ 15  
 ⑥ 6  
 ⑥ 6  
 ⑦ 4  
 ⑦ 4  
 ⑩ 11  
 ⑪ 14 / 12 / 18  
 ⑪ 16  
 ⑫ 18  
 ⑬ 18  
 ⑬ 3  
 ⑬ 7  
 ⑭ 8 / 9 / 238  
 ⑭ 9  
 ⑭ 15 / 16 / 37  
 ⑩ 7 / 171  
 ⑩ 20 / 122  
 ⑪ 14  
 ① 21  
 ③ 3

ノ部

况人之所帶不可及押領 ⑤ (況) ↓ 況 ① 36  
 况有彼靈託 ⑫ 8  
 况乎美濃國明知庄者彼塔領 ⑬ 8  
 也 ⑬ 8  
 6 (冷) ④ 18  
 染心冷思 ④ 18  
 8 (准) ③ 5 / 62  
 准據 ③ 5 / 62  
 准寺任少別當 ④ 2 (割) / 66 (割)  
 准寺任權上座 ④ 3 (割) / 66 (割)  
 凡者 ⑩ 13 / 16 / 12  
 凡非過分之大營者 ⑪ 17  
 1 (凡) ⑩ 13 / 16 / 12  
 3 (出) ③ 3

几部

出任 ⑫ 14  
 但辭出自權勢 ⑫ 14  
 2 (分) ① 18  
 司存區分 ① 18  
 均分此庄園 ① 22  
 不分親疎 ① 29  
 配分 ① 34  
 二分 ⑥ 9 / 7 / 4 / 111 / 129  
 三分 ⑥ 9 / 111  
 十分 ⑦ 1 / 7 / 3 / 125 / 128  
 重分二分 ⑦ 4  
 過分 ⑨ 10 / 11 / 17 / 16 / 5 / 153 / 197  
 2 (切) ⑩ 1 / 10 / 2 / 10 / 6  
 一切經 ⑩ 1 / 10 / 2 / 10 / 6  
 志之尤切 ⑬ 13  
 こゝろさしとも切也 ⑬ 13  
 弟子補闕之志雖切 ⑭ 14  
 おきぬふ心さし切なりといへとも ⑭ 240  
 4 (刑) ⑩ 16  
 刑 ⑩ 16  
 4 (列) ⑨ 18 / 161  
 列祖 ⑨ 18 / 161

口部

③ 3  
 ① 21

弟子同列其内 ⑭ 15

5 (別)

別當 ① 1 ① 2 ① 3 ① 4  
① 5 ① 9 ② 1 ② 2  
② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

② 2 ② 3 ② 4 ④ 2 對

7 (前)

以前 ② 16 ⑥ 1

寶前 ⑩ 4

前日 ⑩ 14

8 (剝)

剝身上之帛 ⑤ 10

8 (割)

割 ⑭ 21 / 251

10 (割)

割十分之一 ⑦ 1 ⑦ 3

12 (颯)

颯 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

剝 ⑭ 21 / 251

殊加潔白之沙汰 ④ 6

加之 ⑭ 20 ⑭ 31

眾生乎渡加爲仁現神道 ⑮ 8 (仮)

5 (助)

助成 ⑥ 22

助成我願 ⑮ 4

9 (勒)

彌勒堂 ⑧ 1 ⑧ 6 / 135 140

彌勒 ⑧ 2 ⑭ 25 / 136 255

9 (務)

庄務 ① 24 / 26

釐務 ① 34

寺務 ⑫ 3 ⑫ 22 ⑭ 11 ⑭ 16 ⑭ 4 ⑭ 16 ⑭ 14

繁務 ⑫ 10 / 201 219 241

10 (勝)

勝清 ⑨ 2 / 145

10 (勞)

勤勞 ① 19

年勞 ④ 46

11 (勢)

勢至 ⑨ 4 / 147

權勢 ⑫ 14

11 (勤)

加權入寺權御殿司各一人 ① 8 / 10

加三綱略之 ① 7 / 9

加執行廿六ヶ所 ① 8 / 10

勤勞 ⑩ 14 / 178 ① 19

殷勤 ⑩ 11 / 1

勤行 ⑭ 37

15 (勵)

宜勵石心之底露 ⑮ 14

17 (勸)

勸稱名之念佛 ⑨ 13

2 (勾)

勾當 ① 10 / 12

2 (勿)

勿附其人 ① 25

勿有失墜矣 ② 19

勿心之退轉 ⑮ 6

2 (化)

大菩薩化現 ④ 16 / 79

化度 ⑩ 9 / 173

權化 ⑮ 10

8 (匪)

匚部

匚部

匚部

匚部

匚部

匚部

匚部

匚部

匚部



寺役匪怠  
竇匪一世之素願  
匪害一世之素願

① 18  
① 23  
① 23

廿六鉢  
廿七日  
尊卑

① 17  
① 17  
① 16

匕部

9〔區〕

① 17

南浮

⑨ 27

司存區分

十部

0〔十〕

④ 2  
⑤ 2  
⑤ 2

願印

⑩ 10

十人

⑦ 1  
⑦ 3  
⑦ 3

法印

⑩ 10

十重

⑤ 2  
⑤ 2  
⑤ 2

願印

⑩ 10

十分

⑦ 1  
⑦ 3  
⑦ 3

願印

⑩ 10

三十三度

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

二十六度

⑤ 2  
⑤ 2  
⑤ 2

願印

⑩ 10

十月

⑦ 1  
⑦ 3  
⑦ 3

願印

⑩ 10

1〔千〕

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

手手

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

1〔廿〕

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

廿五箇所

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

廿六ヶ所

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

廿一年

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

廿六口

④ 2  
④ 2  
④ 2

願印

⑩ 10

又部

0〔又〕

① 26  
⑥ 15  
⑨ 11  
⑩ 12

又

① 26  
⑥ 15  
⑨ 11  
⑩ 12

2〔及〕

② 5  
② 5  
② 5

況人之所帶不可及押領

① 37

殆及聖斷之煩

② 5

心之及所

⑤ 9

誤及結審

⑨ 14

世及澆末

⑪ 7

非力之所及

⑫ 16

及

⑫ 18

雖及八箇度

⑭ 6

2〔反〕

⑫ 6  
⑫ 204

反弁

⑫ 6  
⑫ 204

6〔取〕

⑫ 6  
⑫ 204

取諸宮寺

⑫ 6  
⑫ 204

隨力堪贖取生類可放還事

⑫ 6  
⑫ 204

贖取可放之

⑫ 6  
⑫ 204

如此之犯人召取之輩也

⑫ 6  
⑫ 204

不可妄受  
縱雖受何身

⑥ 4  
⑨ 24

大神吾不正之物者不受

⑫ 5  
⑫ 203

不顧神慮之受否

⑫ 10

神明かならず納受したまへ

⑫ 10

16〔叢〕

⑫ 10

叢祠

⑫ 10

口部

0〔口〕

⑤ 9  
⑤ 100

口中

⑤ 9  
⑤ 100

二口

⑤ 9  
⑤ 100

廿六口

⑤ 9  
⑤ 100

六口

⑤ 9  
⑤ 100

2〔只〕

⑤ 9  
⑤ 100

身只不存偏頗

⑤ 9  
⑤ 100

2〔百〕

⑤ 9  
⑤ 100

如此之犯人召取之輩也

⑥ 20

2〔可〕

⑥ 20

別當已下可支配庄園事

⑥ 20

一臘巡檢勾當御供所田可沙汰

⑥ 20

不可宛他事

⑥ 20

不可宛他事

⑥ 20

各可省宛 ① 30

一向可敬神故也 ① 32

可令停止彼官位 ① 33

況人之所帶不可及押領 ① 37

可返付本主氏人之餘裔矣 ① 39

別當職可次第轉任事 ② 1

可舉補別當 ② 3

可申依請之宣旨 ② 14

互可相持 ② 15

可守次第 ② 18

宮寺僧俗官等可申定品秩事 ③ 1

可申品秩(秩)を申さたむ ③ 1

可存官位次第之等級矣 ③ 6

御殿司入寺僧等可定員數事 ④ 1

可爲山上之執行 ④ 4

輒不可改補 ④ 5

年戒可優者 ④ 6

可附其職 ④ 9

不可補其職 ④ 26

便々可計宛矣 ④ 27

隨力堪贖取生類可放還事 ④ 27

贖取可放之 ⑤ 1

宮寺僧俗輒不可任官事 ⑥ 1

たやすく木前任官すへから ⑥ 1

ざる事 ⑥ 3

不可輒授 ⑥ 4

不可妄受 ⑥ 4

可申永宣旨 ⑥ 21

庫倉納物割十分之一可廻向 ⑦ 1

佛神事 ⑦ 5

可宛祖考遠忌之追善 ⑦ 5

山内可建立彌勒堂事 ⑧ 1

可安彼三尊 ⑧ 4

可建立之 ⑧ 6

可奉安置一佛二菩薩像矣 ⑧ 8

先師墓所可建立一堂事 ⑨ 1

可奉安置阿彌陀觀音勢至等 ⑨ 1

像 ⑨ 4

可寄附于用途 ⑨ 8

輒不可改易 ⑨ 10

可滅世々生々之罪障 ⑨ 17

可奉渡唐本一切經事 ⑩ 1

可遂供養之由 ⑩ 4

可修每年之白業 ⑩ 7

又不可哉 ⑩ 12

當宮御修理不奏聞公家可爲 ⑩ 12

寺領勤 ⑪ 1

不可行新議(儀)非法事 ⑪ 1

以正直可爲先 ⑫ 1

守舊規可行事 ⑫ 3

可慎々々 ⑫ 4

可慎々々 ⑫ 7

可恐可恐 ⑫ 7

可恐可恐 ⑫ 8

神必可垂照覽 ⑫ 8

存慈悲可猶豫 ⑫ 8

可建立大塔事 ⑫ 17

可償其事者 ⑫ 19

可造可果 ⑬ 1

可造可果 ⑬ 7

可造可果 ⑬ 10

山内可建立千手堂事 ⑬ 10

可造立千手觀音 ⑬ 1

可參籠當山之願 ⑬ 2

可滿三十三度之員數 ⑬ 6

可奉安置新堂 ⑬ 14

可爲導師呪願讀師之由 ⑬ 14

可宛久住之衣食 ⑬ 17

臨期可計定矣 ⑬ 19

所願成就了可令遁世事 ⑬ 36

不可進任宿運於理運 ⑬ 38

不可退傳(轉)譜第於次第 ⑬ 38

舊史 ⑬ 38

2(史) ⑬ 38

2(右) ⑬ 38

右 ⑬ 38

① 11 ② 2 ③ 2 ④ 2

⑤ 2 ⑥ 2 ⑦ 2 ⑧ 2

⑨ 2 ⑩ 2 ⑪ 2 ⑫ 2

⑬ 2 ⑭ 2 ⑮ 2

13 44 59 66 93 104 127

136 145 182 200 221 232

2(叶) ④ 21

尤叶神慮歟 ④ 21

2(司) ④ 21

御殿司 ④ 21

可存 ④ 21

④ 1 ④ 4 ④ 2 ④ 2

④ 7 ④ 24 ① 17 ① 19

65 66 66 割 71 87 ⑥ 9 ① 111

3(各) ① 3 ① 4 ① 5 ① 6

各 ① 7 ① 30 ② 13 ④ 4

④ 7 ④ 17 ④ 15 ④ 7 ④ 8 ④ 8

④ 5 ④ 6 ④ 7 ④ 8

① 19 ① 19 (々)

脣吻

② 9

各々

4 (吾)

① 14

3 (合)

吾朝

① 19

連々指合不償之

吾寺

① 14

3 (同)

吾御山

① 13

同科

吾

① 13

同成三菩提

告和尚云

① 17

弟子同列其内

5 (呪)

① 18

3 (名)

經呪

① 81

稱名

呪願

① 249

名號

5 (味)

① 14

3 (向)

法味

① 32

一向可敬神故也

5 (命)

① 215

向後

身命

① 243

一向撰器量

運命

① 243

一向に器量をえらひて

5 (和)

① 256

可廻向佛神事事

和光

① 269

仏神事に廻向すへき事

和尙

① 280

廻向

大和尙

① 269

一向

5 (答)

① 17

4 (君)

答

① 17

君

6 (哀)

① 20

4 (否)

哀憐

① 20

不顧神慮之受否

神必哀納矣

① 11

4 (吻)

器量

① 76

6 (品)

③ 1 ③ 3 ④ 12

品秩

③ 1 ③ 3 ④ 12

品秩(秩)

58 60 76

上品

⑨ 27

7 (員)

④ 1 ④ 15 / 245

員數

④ 1 ④ 15 / 245

7 (唐)

⑩ 1 ⑩ 6 ⑩ 13 / 177

唐本

⑩ 1 ⑩ 6 ⑩ 13 / 177

8 (唱)

⑨ 6

唱且時不斷之念佛

⑨ 6

8 (囑)

⑭ 14

令囑廿六口之僧侶

⑭ 14

廿六口の僧侶を囑(囑)せしめて

244

9 (齋)

① 23 [① 23]

9 (善)

⑦ 5 / 130

追善

⑦ 5 / 130

善根

⑨ 7 ⑩ 11 ⑭ 14 ⑭ 30 ⑭ 30

9 (喜)

⑧ 2 / 136

延喜

⑧ 2 / 136

13 (器)

④ 12 / 76

法器

④ 3 / 67

器量

④ 12 / 76

21 (囑)

⑭ 14

令囑廿六口之僧侶

⑭ 14

廿六口の僧侶を囑(囑)せしめて

(244)

2 (四)

① 2 / 4

四箇所

① 2 / 4

四知

① 2 / 4

3 (因)

⑤ 3 / 94

業因

⑤ 3 / 94

因緣

⑤ 3 / 94

4 (困)

⑦ 7 / 132

困乏

⑦ 7 / 132

8 (國)

⑪ 5 / 185

國衙

⑪ 5 / 185

諸國

⑪ 5 / 185

檀國

⑪ 5 / 185

美濃國

⑪ 5 / 185

護國寺

⑪ 5 / 185

10 (園)

⑪ 5 / 185

莊園

⑪ 5 / 185

田園

⑪ 5 / 185

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189

⑪ 9 / 189







寸部

尋彼三輩之門跡 ⑭ 22  
尊神 9 (尊) ① 13 / 15

3 (寺)

尊崇 ① 16 ⑩ 2 / 18 182

寺役

本尊 ⑧ 3 ⑭ 25 / 137 255

宮寺

三尊 ⑧ 4 / 138

滿寺

尊卑 ⑨ 20 / 163

入寺

11 (對) ⑨ 20 / 163

寺

莫令對禪 ① 31

寺領

對禪せしむる事なかれ ① 14 / 194

三井寺

對禪 ⑩ 14 / 194

本寺

13 (導) ⑩ 14 / 194

寺官

導有緣之眾矣 ⑩ 14 / 194

寺務

導師 ⑭ 19 / 249

護國寺

0 (小) ⑭ 19 / 249

8 (專)

小別當 ④ 2 (割)

8 (尋)

大小社 ⑩ 4 (割)

專抛他事

1 (少) ⑩ 4 (割) / 184

少別當

少別當 ① 9 ④ 2 (割) / 11 66 (割)

老少

老少 ⑨ 13 / 156

大少社

大少社 ⑩ 4 (割)

公家少利

公家少利 ⑩ 8

所願成就了可令遁世事 ⑮ 1

尸部

18 (屬)

眷屬 ⑮ 3

山部

0 (山)

山上 ① 7 ④ 4 / 9

み山 ① 7 ④ 4 / 9

山野 ⑤ 3 / 94

山川 ⑥ 18 / 120

山内 ⑧ 1 ⑧ 7 ⑭ 14 / 1

當山 ⑩ 3 ⑩ 14 6 / 236

御山 ⑩ 13 / 68 135 141 177 / 231

重山 ⑭ 23 / 253

8 (崇)

尊崇 ① 16 ⑩ 2 / 18 182

川部

0 (川)

山川 ⑥ 18 / 120

4 (巡)

巡檢 ① 10 / 12

己部

己 0 (己) (6) 3 (6) 3

己下 ① 1 ② 14 ③ 14 / 3 54 116

已上 ① 8 / 10

量已 (己) 兮受職 ⑥ 3

當山建立經藏奉納已畢 ⑩ 3

而件經中新錄之經已欠 ⑩ 5

可償其事者已當弟子 ⑬ 7

彌祈運命而已 ⑭ 13

巾部

2 (布) ⑦ 2 / 127

越布 ⑦ 8 / 133

布施 ⑦ 8 / 133

4 (希) ⑭ 23

希大盧之風者歟 ⑭ 23

5 (帙) 58 60 76

品帙 58 60 76

5 (帛) ⑤ 10 / 101

帛 ⑤ 10 / 101

7 (師) ④ 8 / 72

權律師 ④ 8 / 72

藥師 ⑧ 2 ⑧ 4 ⑭ 25 / 136 138 255

先師 ⑧ 5 ⑨ 1 ⑨ 16 ⑩ 2

祖師 ⑬ 3 ⑭ 2 ⑭ 20

導師 ⑩ 10 / 174

讀師 ⑭ 14 ⑭ 19 / 249

師 ⑭ 19 / 249

資師 ⑬ 16 ⑬ 7

8 (帶) ⑬ 8

所帶 ① 36 / 36

雖帶官位 ③ 2

8 (常) ⑦ 8

常行 ⑨ 11 / 133 154

常住 ⑦ 8

12 (幡) ① 11

八幡宮 ① 11

干部

2 (平) ① 12 / 14

平等 ① 12 / 14

平生 ⑩ 2

公平 ⑪ 11 / 191

4 (年) ② 4

積年 ② 4

年勞 ④ 46

年戒 ④ 6

年らう ⑧ 2 / 136 70

延喜廿一年 ⑩ 4 ⑩ 7 / 171

每年 ⑩ 4 ⑩ 7 / 171

建保五年 ⑬ 16

貞應二年 ⑬ 16

5 (并) ① 34

并 ① 34

5 (幸) ① 27 / 29

行幸 ① 27 / 29

御幸 ① 27 / 29

广部

3 (庄) ↓ 莊 ① 1 ① 22 ① 34 ① 5 ① 14 36

庄園 ① 1 ① 22 ① 34 ① 5 ① 14 36

庄務 ③ 24 ③ 24 ③ 185 ③ 14 266

明知庄 ⑬ 8 / 227

5 (底) ⑬ 8 / 227

底露 ⑬ 8 / 227

6 (度) ⑬ 16

濟度 ⑬ 16

化度 ⑩ 9 / 173

三十三度 ⑩ 13 / 15

⑭ 5 ⑭ 15 / 235 245

八箇度 ⑭ 6 / 236

二十六度 ⑭ 7 / 237

7 (座) ④ 3 割 / 66 割 ③ 4

座籍 ④ 3 割 / 66 割 ③ 4

上座 ④ 3 割 / 66 割 ③ 4

7 (庫) ⑦ 1 ⑦ 2 / 125 127

庫倉 ⑦ 1 ⑦ 2 / 125 127

7 (庭) ③ 3 / 60

公庭 ③ 3 / 60

10 (廉) ⑫ 13 / 211

廉 ⑫ 13 / 211

12 (廢) ↓ 廢 ⑨ 24

不廢亡彌陀之名 ⑨ 24

12 (廟) ① 16 / 18

廟 ① 16 / 18

宗廟 ① 2 / 182

先廟 ① 2 / 182 ⑮ 10

己部

5 (延) ⑧ 2 / 136

延喜 ⑧ 2 / 136

6 (建) ⑧ 1

山内可建立彌勒堂事 ⑧ 1

彌勒堂を建立すへき事 ⑧ 1

觀音堂依先師之願可建立之 ⑧ 1

「石清水八幡宮權別当田中宗清願文案」漢字索引(寸小九戸山川己巾干广九部)



先師の願によりて建立すへし	⑧ 6	廻向	⑨ 17 ⑭ 35 / 160 265	8 (強)	彼靈託	⑫ 8
弟子建彌勒堂	⑧ 6	堅廻雲栖之計	⑮ 5	何強論品秩	彼塔	⑬ 8
先師墓所可建立一堂事	⑨ 1	弉部		強盜	付彼付此	⑬ 9
先師墓所に一堂を建立すへき事	144	4 (弁)		14 (彌)	彼三輩	⑭ 22
建一字之華堂	⑨ 3	若有智行難弃年戒可優者		彌勒	5 (往)	⑮ 9
當山建立經藏奉納已畢	⑩ 3	反弃	⑫ 6 / 204	⑧ 1 ⑧ 2 ⑧ 6 ⑭ 25 / 135 136 140 255	往式	⑫ 11
可建立大塔事	⑬ 1	弉部		阿彌陀	6 (律)	⑭ 8 / 72
大塔を建立すへき事	220	3 (式)		彌陀	權律師	④ 8 / 72
山内可建立千手堂事	⑭ 1	式	⑥ 16 / 118	彌祈運命而已	6 (後)	① 34 ① 39
千手堂を建立すへき事	231	往式	⑫ 11	形像	以後	② 16
千手觀音を(建)造立したてまつり	② 32	弉部		4 (形)	後昆	⑦ 6 ⑮ 7
有可: 建立一大伽藍之願	⑭ 3	2 (弘)		4 (役)	7 (徒)	⑫ 17
一大伽藍を建立すへき願あり	233	教法煬弘和光之砌	① 16	寺役	僧徒	⑨ 9 ⑭ 27 / 152 257
堂塔建立之願	⑬ 13	4 (弟)		課役	徒貪寄進之田園	⑪ 9
建保五年	⑬ 16	弟子	① 21 ⑧ 6 ⑨ 22 ⑩ 10	5 (彼)	8 (得)	⑤ 6
6 (廻)		兄弟	165 174 226 228 239 245 262	彼依怙	若雖得自斷	② 7
輪廻	⑤ 3 ⑨ 23 / 94 166	8 (張)	⑤ 5 / 96	彼官位	8 (從)	
可廻向佛神事	⑦ 1	張行新議(儀)	⑫ 12	彼三尊	追從	② 7
仏神事に廻向すへき事	126			彼在世之素意	8 (御)	① 10 / 12
				彼不具經	御供所	① 27 ⑪ 1 / 29 180
				彼寺	御修理	① 27 / 29
					御幸	① 27 / 29
					御殿司	④ 1 ④ 2 ④ 2 (割)

④ 7 ④ 24

／ 65 66 ⑥ 71 種 87

御託宣 ⑧ 2 ⑫ 4 ⑮ 7 136 202

御山 ⑩ 13 67 135 141 177 231

御いましめ 205

10 (微)

宮寺衰微 ② 11

12 (德)

功德 ⑨ 16 159

恩德 ⑩ 12 176

神德 ⑮ 11 23

德 ⑮ 12 ⑮ 12

心 部

0 (心)

異心 ① 32

こと心 34

心 ④ 18 ⑤ 8 ⑮ 6 81 99

心さし 178 239

道心 ⑮ 4

石心 ⑮ 14

1 (必)

必爲無上菩提之縁也 ⑦ 8

神必可垂照覽 ⑫ 17

神必哀納矣 ⑬ 11

必垂冥感 ⑮ 3

3 (忌) ⑦ 5 130

遠忌 ⑦ 5 130

3 (忍) ⑨ 27

忍 ⑨ 27

3 (志) ⑨ 27

志 ⑩ 14 ⑬ 13 ⑭ 10 ⑯ 9 ⑰ 7 ⑱ 13

3 (忘) ⑨ 27

不忘以前之沙汰 ② 16

如忘公平之基 ⑪ 11

何忘四知之廉 ⑫ 13

弥陀の名号を廢忘したてまつらし 168

4 (念) ④ 18

汝爲我誦念經呪 ④ 18

なむちわかたために経呪を誦念す 81

念佛 ⑨ 7 ⑩ 13 150 156

自今身迄佛身持念之 ⑨ 26

これを持念し 169

4 (忍) ② 10

忽沈超越者 ② 10

於奉忽緒(誦)神者 ⑭ 35

神を忽誦したてまつらむに 265

5 (怙) ① 23 ① 33 ④ 27 25 90

依怙 ① 23 ① 33 ④ 27 25 90

5 (思) 51

みなもとを思に ④ 18 ⑥ 17 119

思 ④ 18 ⑥ 17 119

5 (怠) ① 18

寺役匪怠 ① 18

敢莫緩怠矣 ⑤ 11

6 (恒) ⑨ 6

恒時 ⑨ 6

6 (恐) ⑫ 8 ⑫ 8

可恐可恐 ⑫ 8 ⑫ 8

6 (恩) ① 35

恩潤 ① 35

恩德 ⑩ 12 176

皇恩 ⑮ 11

恩 ⑮ 12 ⑮ 12

6 (息) ⑮ 11

久息叢祠之陰 ⑮ 11

8 (情) ⑤ 5 96

有情 ⑤ 5 96

8 (悲) ① 12 ⑫ 19 14 216

慈悲 ① 12 ⑫ 19 14 216

悲願 ① 13 15 5

誰不悲相害之苦乎 ⑤ 5

須悲他未厭 ⑤ 7

8 (惡) ⑨ 14 157

極惡 ⑨ 14 157

8 (惣) ↓ 總 ⑨ 18

惣 ⑨ 18

9 (愁) ② 11

愁 ② 11

9 (意) ⑪ 15 ⑩ 6

素意 ⑪ 15 ⑩ 6

自少破各用意 ⑪ 15 ⑩ 6

少破よりの用意して ⑪ 15 ⑩ 6

任意 ⑫ 5 203 ⑪ 17 197 195

意 ⑫ 5 203 ⑪ 17 197 195

9 (感) ⑭ 31 261 ⑮ 3 261

感應 ⑭ 31 261 ⑮ 3 261

冥感 ⑮ 3 261

10 (愼) ⑫ 7 ⑫ 7 ⑫ 7

可愼々々 ⑫ 7 ⑫ 7 ⑫ 7

10 (慈) ① 12 ⑫ 19 14 216

慈悲 ① 12 ⑫ 19 14 216

11 (慮) ② 8 ④ 21 ⑫ 10 ⑬ 7

神慮 ② 8 ④ 21 ⑫ 10 ⑬ 7

冥慮 ⑤ 84 208 ⑮ 2 208

「石清水八幡宮權別当田中宗清願文案」漢字索引(并弌弓ミイ心部)

戈部

11 (慶)	② 11	3 (成)	② 5
慶清	⑨ 2 / 145	偏成人別之望	
12 (憐)	① 20	成功	⑥ 10 / 112
哀憐		助成	⑥ 22 / ⑤ 15 / 4
12 (憑) ↓ 馮		同成三菩提	⑨ 9 / 21
憑	[14 32]	莫令成對桿	⑪ 11 / 14
但雖憑我	[14 34]	成配(敗)	⑬ 2 / 221
12 (憚)	③ 5	成清	⑬ 12 / ⑫ 15 / 213
憚		造營之功未成	⑭ 14 / 10
13 (懈)	② 11	所願成就了可令遁世事	⑮ 15 / 1
懈	⑤ 11	3 (我)	
懈緩		爲我誦念經呪	④ 4 / 18
13 (應)	④ 10	我本尊	⑧ 8 / 3
入寺中應其撰者		我大菩薩	⑭ 14 / 24
感應	⑭ 31 / 261	我	⑭ 14 / 34
貞應二年	269	我願	⑮ 4 / ⑮ 4 / ⑮ 4 / ⑮ 4
16 (懷)	⑨ 11 / 154	3 (戒)	
本懷		年戒	④ 4 / 6
16 (懸)		禁戒	⑤ 2 / 93
懸身命兮無緣之輩		4 (或)	
弟子懸馮之輩	⑭ 14 / 32	或	⑥ 6 / ⑥ 6 / 6
19 (戀)	⑭ 14 / 23	5 (哉)	
戀重山之月		又不可哉	⑩ 10 / 12

至于寺務者非別運哉 ⑮ 4

戸部

0 (戸)	⑪ 3 / 183
數万戸	
4 (所)	
四箇所	① 2 / 4
三箇所	① 3 / 5
二箇所	① 4 / 6
一箇所	① 5 / ① 6 / ① 7 / ① 9
廿五箇所	① 7 / ① 8 / ① 9 / ① 11
廿六ヶ所	① 8 / ① 10
御供所	① 10 / 12
田所	① 10 / 12
當所	① 11 / 13
所職	① 11 / 25
所帶	① 36 / 36
一所	④ 8 / 72
うれふる所	⑤ 9 / 75
心之所及	
心のをよぶ所	
ちからのたふる所	
所據	⑥ 7 / 109
本所	⑥ 8 / 110

手部

所望	⑥ 15 / 117
墓所	⑨ 1 / ⑨ 3 / ⑨ 144 / ⑨ 146
所	⑪ 11 / ⑪ 14 / ⑪ 18 / ⑪ 143 / ⑪ 144 / ⑪ 146
力之所及	⑫ 16
> (を)こさむ所	
あひはからふ所	217
所願	⑭ 14 / ⑭ 8 / ⑭ 15 / ⑭ 1 / ⑭ 238
三所	⑭ 28 / ⑭ 15 / ⑭ 2 / 258
0 (手)	
千手	⑬ 3 / ⑬ 1 / ⑬ 14 / ⑬ 2 / ⑬ 17 / ⑬ 14 / ⑬ 26
0 (才)	
才	④ 22 / 85
4 (抑)	
抑	④ 9 / ④ 14 / 24
5 (抽)	
揚名抽身之砌也	⑩ 11
當宮抽誠	⑭ 32
5 (押)	
沉人之所帶不可及押領	① 37
5 (抛)	
專抛他事	⑮ 6
5 (拘)	

理不拘成配(敗)者 ⑫ 15

5 (拜) ① 11

拜本地者 ① 11

拜除 ⑥ 17 / ① 119

6 (拯) ⑦ 7

拯飢羸困乏之苦 ⑦ 7

6 (持) ② 15

互可相持 ② 15

持念之 ⑨ 26

これを持念し 169

6 (指) ⑩ 5

連々指合不償之 ⑩ 5

6 (技) ↓校 ⑩ 5

檢校 [② 2] [② 14] [⑥ 14] [⑨ 2] [⑬ 2]

8 (授) ⑥ 2

君者撰臣兮授官 ⑥ 2

不可輒授 ⑥ 3

8 (探) ④ 14 / ⑦ 8

探題 ④ 14 / ⑦ 8

9 (提) ⑦ 9 / ⑨ 21 / ⑮ 7 / ⑮ 134 / ⑮ 164

菩提 ⑦ 9 / ⑨ 21 / ⑮ 7 / ⑮ 134 / ⑮ 164

9 (揚) ⑩ 10

揚名抽身之砌也 ⑩ 10

10 (搆) ⑩ 10

締構 ⑭ 5 / ⑮ 235

12 (撰) ④ 10

撰 ④ 10

一向撰器量 ④ 12

君者撰臣兮授官 ⑥ 2

13 (檢) ↓檢 ① 10

巡檢 [② 2] [② 14] [⑥ 14] [⑨ 2] [⑬ 2]

檢校 [② 2] [② 14] [⑥ 14] [⑨ 2] [⑬ 2]

13 (擁) ④ 20

擁護釋迦教跡 ④ 20

釈迦の教跡を擁護し 83

13 (擇) ⑨ 13

不擇老少 ⑨ 13

13 (據) ③ 5 / ⑥ 2

准據 ③ 5 / ⑥ 2

所據 ⑦ 7 / ⑩ 9

14 (舉) ② 3

可舉補別當 ② 3

莫舉兩子傍官之輩 ② 17

ふたりの弟子を舉申ことな ② 17

くして ② 17

舉 ⑥ 9 / ⑩ 111

舉狀 ⑥ 14 / ⑩ 116

支部

0 (支) ① 1

別當已下可支配庄園事 ① 1

支配彼依怙 ① 23

支・文 部

3 (攸) ⑤ 9

力之攸堪 ⑤ 9

3 (改) ④ 5

輒不可改補 ④ 5

輒不可改易 ④ 5

4 (放) ① 27 / ② 29

放生會 ① 27 / ② 29

隨力堪贖取生類可放還事 ① 27 / ② 29

あかひととりて放還すへき事 ⑤ 1

贖取可放之 ⑤ 11

5 (故) ① 32 / ④ 15 / ④ 23 / ④ 12 / ⑥ 204

故 ① 32 / ④ 15 / ④ 23 / ④ 12 / ⑥ 204

7 (教) ① 12 / ⑤ 9 / ⑤ 14

教主 ① 12 / ⑤ 9 / ⑤ 14

教法 ① 15 / ⑤ 17

行教和尚 ④ 16 / ⑤ 79

教跡 ④ 20 / ⑤ 82

7 (敗) ⑫ 15 / ⑫ 15 / ⑮ 213

成敗 ⑫ 15 / ⑫ 15 / ⑮ 213

8 (敢) ⑨ 15 / ⑤ 11

敢莫懈緩矣 ⑨ 15 / ⑤ 11

敢莫退轉 ⑨ 15 / ⑤ 11

9 (敬) 序 1 / ⑬ 15 / ⑮ 1

敬白 序 1 / ⑬ 15 / ⑮ 1

一向可敬神故也 ① 32

以前大願敬以發起 ⑬ 1 / ⑮ 1

11 (數) ④ 1 / ④ 15 / ⑤ 245

員數 ④ 1 / ④ 15 / ⑤ 245

數万 ⑪ 3 / ⑫ 183

數箇 ⑬ 16 / ⑫ 10

文 部

0 (文) 告和尚云：保護百王聖胤文

文字 ④ 20

明文 ⑫ 2 / ⑮ 200

御託宣云：有故反弃倍之文 ⑫ 2 / ⑮ 200

御託宣云：眾生乎渡加爲仁現 ⑫ 2 / ⑮ 200

神道文 ⑮ 8



寺務の時にかきる事なかれ

渡替

⑩ 13

但於有過分之不當者

土木

⑭ 11 / 241

成清爲檢校之時

⑬ 2

8〔最〕

⑫ 18 / 215

朝家殊有尊崇者歟

1〔未〕

⑤ 8

成清法印檢校の時

221

最善根

⑭ 30 / 260

此物意穢有故反弃倍之文

未跛締構

⑭ 5

千手觀音を造立したてまつる時

223

9〔會〕

① 27 / 29

況有彼靈託

未滿二十六度

⑭ 7

供養儲儀之時

⑭ 21

放生會

① 27 / 29

有可造立千手觀音之願

造營之功未成

⑭ 10

供養儀をまうけん時

251

0〔月〕

⑭ 23 / 253

有可參籠當山之願

未渡乃眾生

⑮ 8

時にのそみて

268

月部

⑭ 23 / 253

人之運命有限

1〔未〕

⑪ 7 / 187

6〔晉〕

269

7〔望〕

① 16

望

1〔本〕

① 11 / 15

昇晉

② 9

正月

⑩ 16

望

本地

① 11 / 15

8〔智〕

269

十月

⑩ 16

望

本望

① 11 / 15

智行

69

2〔有〕

② 12 / 52

望

本望

① 11 / 15

11〔暫〕

45 / 69

有遂本望者

① 21

望

本望

① 11 / 15

縱雖暫讓与

① 39

有殊大營之時

① 21

望

本望

① 11 / 15

日部

① 39

有憚于同科

② 19

吾朝

根本

⑤ 2 / 93

3〔更〕

④ 5

永代勿有失墜矣

③ 5

朝家

本所

⑥ 8 / 110

更歸兩浮兮導有緣之眾矣

④ 5

若有智行難弃年戒可優者

③ 5

朝威

藥師堂自本有之

⑧ 3 / 137

6〔書〕

⑨ 27

定有齋訴歎

④ 11

一期

本懷

⑨ 11 / 154

各書連署之起請

② 13

有情

⑤ 5 / 96

一期

唐本

⑩ 1 / 10

書寫一切經

⑩ 2

雖有人之煩

⑥ 11

宜期次第之由

本寺

⑩ 10 / 177

8〔替〕

② 2

有殊功者

⑥ 13

期

本人

⑩ 12 / 176

替

② 2

有限身賞

⑥ 15

木部

本誓

⑭ 26 / 256

藥師堂自本有之

⑧ 5

0〔木〕

⑧ 5

無朽

2〔朽〕

⑨ 7 / 150

4〔松〕	9 3 / 146	8〔棟〕	4 23 / 86	權上座	4 3 割 / 66 割	尤叶神慮歟	4 21
松墳		棟梁		權入寺	4 6 / 70	朝家殊有尊崇者歟	11 3
4〔果〕		8〔植〕		權御殿司	4 7 / 71	不便經始土木之事歟	14 11
可造可果	13 10	植善根於其地	10 11	權律師	4 8 / 72	希大虛之風者歟	14 23
宜果宿賽	16 6	9〔業〕		權臣	11 8		
5〔染〕		業因	5 3 / 94	權勢	12 14		
染心冷思	4 18	白業	10 7 / 171	權化	15 10		
6〔栖〕		行業	14 16 / 246	21〔鬱〕↓鬱		0〔止〕	
雲栖	15 5	9〔極〕		定有鬱訴歟	4 11	可令停止彼官位	6 16 / 118
6〔校〕↓校		極惡	9 14 / 157			停止	1 33
檢校 ② 2 ② 14 ⑥ 14 ⑨ 2 ⑬ 2	44 54 116 145 221	10〔榮〕	6 10 / 112	欠部		1〔正〕	
6〔根〕		顯榮		0〔欠〕		正權三綱	1 6 / 8
根本	5 2 / 93	令昌榮一門	14 33	件經中新錄之經已欠	10 5	修正	12 27 / 29
善根	9 7 ⑩ 11 ⑭ 30 ⑭ 30	13〔檀〕	264	2〔次〕	2 13 ② 18 ③ 6	正直	12 3 / 201
7〔桿〕		權臣檀國	11 8	次第	6 5 ⑩ 9	不正	12 5 / 203
莫令對桿	1 31	13〔檢〕↓檢			4 13 ⑦ 5	僧正	16 249
對桿せしむる事なかれ	33	巡檢	1 10 / 12	7〔欲〕	43 53 57 63 107	正月	2〔此〕
對桿	11 14 / 194	檢校 ② 2 ② 14 ⑥ 14 ⑨ 2 ⑬ 2	44 54 116 145 221	尙欲省傍官	1 35	此外	1 9 / 11
7〔梁〕		18〔權〕		傾財產欲報辱吻	2 9	此庄園	1 22
棟梁	4 23 / 86	權別當 ① 3 ② 2 ② 16 17 / 5 44		欲安于三井寺矣	10 14	此內	2 19
梁	5 9	正權三綱	1 6 / 8	14〔歟〕		如此之犯人	6 19
7〔條〕		權官	2 3 ② 15 ⑬ 3 / 55	殊被于吾朝者歟	1 14	此常行布施之力	7 8
條	12 21	時權	2 6	定有鬱訴歟	4 11	此功德	9 16

此物 ⑫ 5 / 203  
 此烟誠 ⑫ 7  
 此中 ⑫ 21  
 此條 ⑫ 18  
 付彼付此 ⑬ 9  
 3 (歩) ⑬ 9  
 蓋歩師資之跡 ⑬ 8  
 4 (武) ⑬ 8  
 神武内大臣 ⑬ 3  
 武内大神 ⑬ 9  
 14 (歸) ↓ 坂 ⑬ 9  
 更歸南浮兮導有緣之厭矣 ⑬ 27  
 誤歸咎於本人 ⑬ 17

歹部

2 (死) ④ 4 / 68  
 死闕 ④ 4 / 68  
 5 (殆) ② 5  
 殆及聖斷之煩 ② 5  
 6 (殊) ① 14  
 殊被于吾朝者歟 ① 14  
 有殊大營之時 ① 28  
 殊功 ⑥ 13 ⑥ 17 / 115 119  
 朝家殊有尊崇者歟 ① 2

殊加潔白之沙汰 ⑫ 20  
 部類眷屬殊別先神武内大臣 ⑬ 3

女部

母部

氏部

6 (殷) ⑩ 14 / 178  
 殷勤 ⑩ 14 / 178  
 6 (殺) ⑤ 2 / 93  
 殺生 ⑤ 2 / 93  
 殺害 ⑥ 19 / 121  
 9 (殿) ④ 1 ④ 2 ④ 2 (割)  
 御殿司 ④ 7 ④ 24  
 65 66 66 割 71 87  
 民烟 ⑪ 3 / 183  
 0 (水) ⑬ 16  
 石清水 ⑬ 16  
 1 (永) ① 25  
 永隨所職 ① 25  
 永停濫望 ② 12  
 永代 ② 19 ② 7 / 150  
 申下永宣旨 ④ 7  
 永宣旨を申くたして ④ 7  
 可申永宣旨 ⑥ 21  
 永宣旨を申へし ⑥ 21  
 此條永遺家語之訓 ⑫ 21  
 2 (求) ② 6  
 求媚 ② 6  
 二求 ⑭ 33 / 263  
 3 (汝) ④ 17 ④ 4 / 19  
 汝 ④ 17 ④ 4 / 19  
 3 (江) ⑤ 3 / 94  
 江湖 ⑤ 3 / 94  
 4 (汰) ① 10 ② 16 ⑫ 21 / 218  
 沙汰 ① 10 ② 16 ⑫ 21 / 218  
 4 (沈) ② 10  
 忽沈超越者 ② 10

4 (沙) ① 10 ② 16 ⑫ 21 / 218  
 沙汰 ① 10 ② 16 ⑫ 21 / 218  
 5 (沉) ↓ 沉 ⑬ 8  
 沉人之所帶不可及押領 ① 36  
 沉有彼靈託 ⑫ 8  
 沉乎美濃國明知庄者 ⑬ 8

5 (法) ① 15 / 17  
 教法 ① 15 / 17  
 法器 ④ 3 / 67  
 法味 ④ 4  
 法 ④ 22 ⑤ 5 / 85  
 非法 ④ 22 ⑤ 5 / 85  
 行法 ⑫ 1 / 199  
 法印 ⑬ 17 / 221 269  
 6 (洛) ④ 16 / 79  
 上洛 ④ 16 / 79  
 與汝共上洛 ④ 16 / 79  
 なむちとゝもに上洛して ④ 19  
 6 (流) ② 17 / 56  
 一流 ② 17 / 56  
 7 (浮) ⑨ 27  
 南浮 ⑨ 27  
 8 (深) ④ 14  
 談法味之甚深 ④ 14  
 種胤露深 ⑬ 11





大營 ① 29 ① 17 / 197

營 ② 7

營修 ⑩ 13 / 193

爪部

4〔爭〕 ⑨ 11

爭為常住之本懷乎 ⑨ 11

8〔爲〕 ② 10

爲出仕失面目 ② 10

爲誠向後之陵遲也 ② 16

可爲山上之執行 ④ 4

以執行爲探題 ④ 14

汝爲我誦念經呪 ④ 18

爲宮寺有殊功者 ⑥ 12

必爲無上菩提之緣也 ⑦ 8

以藥師觀音彌勒爲我本尊 ⑦ 8

爭爲常住之本懷乎 ⑧ 3

爲眾生化度之方便 ⑨ 11

可爲寺領勤事 ⑩ 9

宗廟之爲重事 ⑩ 10

爲大少社之神領 ⑪ 1

偏爲朝家之煩 ⑪ 2

以正直可爲先 ⑪ 4

⑫ 3

⑫ 11

⑫ 4

⑫ 2

⑫ 1

⑫ 9

⑫ 11

⑫ 3

此中爲其所最要之人 ⑫ 18

成清爲檢校之時 ⑬ 2

可爲導師呪願讀師之由 ⑭ 19

以藥師觀音彌勒爲本尊 ⑭ 19

遂以今生爲穢土之終 ⑮ 25

以後世爲菩提之始 ⑮ 6

眾生乎渡加爲仁現神道 ⑮ 7

雖爲重代之職 ⑮ 8

雖爲權官之身 ⑯ 3

德之爲德 ⑯ 3

恩之爲恩 ⑯ 12

父部

0〔父〕 ⑤ 4 / 95

父母 ⑤ 4 / 95

田父 ⑨ 12 / 155

牙部

0〔牙〕 ⑦ 2 / 127

鹽牙 ⑦ 2 / 127

牛部

4〔物〕 ⑦ 1 / 125

納物 ⑦ 1 / 125

物 ⑦ 3 ⑫ 5 ⑫ 5 / 203 203

金物 ⑬ 3

7〔牽〕 ⑫ 9

被牽公私之繁務 ⑫ 9

犬部

2〔犯〕 ⑥ 19 / 121

犯人 ⑥ 19 / 121

4〔狀〕 ⑥ 14 / 116

舉狀 ⑥ 14 / 116

8〔獸〕↓厭 ⑤ 8

須悲他未厭 ⑤ 8

9〔猪〕 ⑥ 18 / 120

猪鹿魚類 ⑥ 18 / 120

9〔猶〕 ⑫ 19

存慈悲可猶豫 ⑫ 19

玄部

0〔玄〕 ① 24

玄跡 ① 24

玉部

0〔王〕 ① 12 ④ 20 / 14 83

教王 ① 12 ④ 20 / 14 83

百王 ① 12 ④ 20 / 14 83

7〔現〕 ① 12 ④ 20 / 14 83

大菩薩化現 ④ 16

大菩薩化現しおはしまして ④ 16

7〔理〕 ⑮ 8 79

眾生乎渡加爲仁現神道 ⑮ 8 79

修理 ① 4 ① 27 ① 1 / 6 29 180

道理 ① 33 / 57

理 ① 12 / 15

理運 ⑮ 8

甘部

4〔甚〕 ④ 14

甚深 ④ 14

生部

0〔生〕 ① 27 / 29

放生會 ① 27 / 29

生類 ⑤ 1 / 91

殺生 ⑤ 2 / 93

生々 ⑤ 4 ⑤ 4 ⑤ 4 / 9 17

⑨ 17 ⑨ 17 ⑨ 17

⑨ 14 ⑩ 9 ⑩ 15 8 / 157 173

眾生 ⑨ 14 ⑩ 9 ⑩ 15 8 / 157 173

共生一佛土 ⑨ 21

無生 ⑨ 27

平生 ⑩ 2  
 他生 ⑬ 6  
 今生 ⑮ 6  
 6〔産〕  
 財産 ② 9

用部

0〔用〕 ⑨ 8 / 151  
 用途 ⑩ 15  
 自少破各用意  
 少破よりのく用意して  
 少々借請而雖用之 ⑬ 5

田部

0〔田〕 ① 10 / 12  
 田所 ⑨ 8 / 151  
 餘田 ⑨ 12 / 155  
 田父 ⑪ 9 / 189  
 田園 0〔由〕  
 斯由 ② 12  
 宜期次第之由 ② 13  
 每年於寶前可遂供養之由 ⑩ 4

可爲導師呪願讀師之由 ⑭ 19  
 0〔申〕  
 この事をきおひ申さむかた  
 め  
 可申依請之宣旨 ② 14  
 こふによる宣旨を申へし 54  
 ふたりの弟子を擧申ことな  
 くして 56  
 可申品帙(秩)を申さたむ  
 へき事 ⑤ 8  
 宮寺僧俗官等可申定品秩事  
 品帙(秩)を申さたむへき事 ③ 1  
 尤申請相〔當〕准據之宣旨 58  
 もとも相當准據の宣旨を申  
 うけて ③ 5  
 申下永宣旨 ④ 7  
 永宣旨を申くたして 72  
 可申永宣旨 ⑥ 21  
 永宣旨を申へし 123  
 申寄新立之庄園 ⑭ 36  
 新立の庄園を申よせて 266  
 2〔男〕

男女 ⑨ 12 ⑨ 19 / 155 162  
 4〔界〕  
 三界 ① 14 / 16  
 自界 ⑨ 20 / 163  
 他界 ⑨ 20 / 163  
 6〔畢〕  
 當山建立經藏奉納已畢 ⑩ 3  
 6〔略〕  
 加三綱略之 ① 7 / 9  
 計略 ② 7  
 7〔異〕  
 異心 ① 31  
 8〔當〕  
 別當 ① 1 ① 2 ① 3 ① 4  
 ① 5 ① 9 ② 1 ② 2  
 ② 3 ② 3 ② 4 ② 2 劃  
 ⑨ 2 ⑨ 2 ⑩ 2 ⑫ 9  
 ⑬ 3 ⑭ 2 ⑯ 17  
 44 44 45 46 66 11 43  
 44 45 46 66 145 145  
 207 222 232  
 ① 10 / 12  
 ① 11 / 13  
 ③ 2 ⑥ 8 ⑪ 1 ⑪ 12 ⑭ 14 32  
 59 110 180 192 262

相〔當〕 ③ 5 / 62  
 或當其仁 ⑥ 6  
 不當 ⑨ 10 / 153  
 當山 ⑩ 3 ⑭ 6 / 236  
 可償其事者已當弟子 ⑬ 7  
 10〔畿〕  
 五畿七道 ⑪ 4 / 184

疋部

广部

7〔疎〕  
 親疎 ① 29 ⑥ 13 / 115  
 12〔癡〕↓廢  
 不癡忘彌陀之名號 ⑨ 24  
 弥陀の名号を癡忘したてま  
 つらし 168

𠂔部

7〔發〕  
 發願亦了 ⑩ 4  
 仍先發願 ⑭ 14 ⑯ 12  
 發願 ⑭ 30 / 260  
 仍以發願 ⑯ 15  
 發起 ⑯ 1

白部

0 (白) 序 1 16 15 / 1

敬白 10 7 / 171

白業 12 20 / 217

潔白 1 12 4 20 / 14 83

百王 14 5 / 235

百日 4 (皆) 2 15

皆寫一通 皆生々之父母世々之兄弟

也 4 (皇) 6 7

皆非無所據 皇恩 16 11

4 (版) ↓ 歸 更版南浮兮導有緣之歎矣

9 27

5 (盃) 盃無面々之哀憐 1 19

盃無神明之助成乎 6 22

盃步師資之跡 16 8

7 (盜) 強盜 6 19 / 121

目部

0 (目) 面目 2 10

3 (直) 正直 12 3 / 201

4 (相) 互可相持 2 15

相(當) 誰不悲相害苦乎 3 5 / 62

たれか相害するくるしひを 5 5

弟子相傳于今知行 13 9

4 (省) 各可省宛 1 30

尙欲省傍官 1 35

省宛寺領 11 13

6 (眷) 眷屬 15 3

6 (眼) 鵝眼 7 2 / 127

6 (眾) 眾生 9 14 10 9 15 8 / 157 173

眾 9 28

8 (陔) 冥陔 1 21

矢部

2 (矣) 可返付本主氏人之餘裔矣 1 40

永代勿有失墜矣 2 19

可存官位次第之等級矣 3 6

面々之依怙便々可計苑矣 4 27

敢莫懈緩矣 5 11

可奉安置一佛二菩薩像矣 8 8

更歸南浮兮導有緣之歎矣 9 28

欲安于三井寺矣 10 14

宜駐任意之上奏矣 11 17

莫限寺務之時矣 12 22

神必哀納矣 13 11

於其勤行者臨期可計定矣 14 38

種胤露深定開蓮臺之萼矣 15 11

3 (知) 滿寺俾知此旨 2 19

知行 4 5 13 13 / 9

四知 13 8 / 227

明知庄 16 11

石部

0 (石) 石心 16 16

石清水 16 14

4 (砌) 砌 1 16 10 10 / 11

5 (破) 破壞 11 10 / 190

少破 11 15 / 195

9 (碩) 碩學 4 3 4 21 / 67 84

示部

0 (示) 示 13 11

皿部

5 (益) 利益 1 14 9 22 / 16 165

增益 10 13 / 178

益 10 13 / 178

「石清水八幡宮權別当田中宗清願文案」漢字索引(用田疋疋白皿目矢石示部)

示誠於後昆

⑫ 17

3 (社)

社主

7

大小社

⑪ 4

神社

⑪ 6

諸社

⑪ 9

社官

⑪ 9

4 (祈)

⑪ 9

彌祈運命而已

⑭ 13

5 (祖)

祖宗

① 16

祖考

⑦ 5

列祖

⑨ 18

祖師

⑩ 10

祖靈

⑮ 10

5 (祝)

中祝一人

⑭ 29

5 (神)

神主

① 5

尊神

① 13

神事

① 17

神

① 32

神慮

① 12

② 8

④ 21

⑧ 10

⑫ 16

⑩ 6

⑭ 34

⑮ 114

⑯ 200

⑰ 264

佛神事

④ 13

神明

⑥ 22

神領

⑦ 4

神社

⑪ 4

大神

⑪ 6

神武内大臣

⑫ 5

神道

⑮ 9

神德

⑮ 9

5 (祠)

祠官

⑥ 5

叢祠

⑥ 14

6 (祭)

臨時祭

① 27

8 (禁)

禁戒

⑤ 2

雖難禁遏

⑤ 93

13 (禮)

非禮

⑫ 2

禾部

2 (私)

公私

⑫ 9

4 (科)

同科

③ 5

③ 62

5 (秩)

品秩

③ 1

9 (種)

③ 3

種胤

③ 4

9 (稱)

③ 12

稱名

⑤ 11

積年

⑨ 13

積土

⑨ 156

積諸僧轉讀之薰修

⑩ 8

13 (穢)

穢土

⑫ 5

穴部

⑮ 6

3 (空)

感應豈空

⑭ 31

17 (竊)

竊山川之猪鹿魚類者

⑥ 18

0 (立)

立願

序 2

立部

⑭ 20

山内可建立彌勒堂事

⑧ 1

弥勒堂を建立すへき事

⑧ 1

0 (立)

立願

序 2

立部

⑭ 20

山内可建立彌勒堂事

⑧ 1

弥勒堂を建立すへき事

⑧ 1

觀音堂依先師之願可建立之

⑧ 6

先師の願によりて建立すへ

し

先師墓所可建立一堂事

⑨ 1

先師墓所に一堂を建立すへ

き事

當山建立經藏奉納已畢

⑩ 3

可建立大塔事

⑬ 1

大塔を建立すへき事

220

先師別當造立千手觀音之間

⑬ 3

千手觀音を造立したてまつ

る時

山内可建立千手堂事

⑭ 1

千手堂を建立すへき事

231

先師別當有可造立千手觀音

⑭ 2

…之願

千手觀音をへ建造立したて

まつり

有可…建立一大伽藍之願

⑭ 3

一大伽藍を建立すへき願あ

り

重造立千手像廿六鉢

⑭ 17

千手の像廿六鉢を造立して

金物等 8〔箇〕↓个 13 3

糸部

絶拜除之思 7〔經〕 6 17

新立

14 36 / 266 247

四箇所 1 2

箇裏於堂塔建立之願 16 13

三箇所 1 3

竹部

二箇所 1 4

5〔符〕

1 9 / 11

一箇所 1 5 1 6 1 7 1 9

官符

1 9 / 11

廿五箇所 1 8

5〔第〕

1 9 / 11

廿六箇所 [1 8]

次第

2 1 2 13 2 18 3 6

八箇度 16 10 16 6

6 5 16 9 / 43 53 57 63 107

數箇 16 13 16 10 16 6

譜第

16 9

箇裏 16 13 16 10 16 6

6〔等〕

16 9

8〔算〕 16 10

正權三綱等

1 6 / 8

14〔籍〕 16 10

平等

1 12 / 14

坐籍 16 10

修正等

1 27

有：可參籠當山之願 14 6

僧俗官等

3 1 3 2 / 58 59

當山に參籠すへき願ありて 14 6

等級

3 6 / 63

參籠 14 13 / 243 236

御殿司入寺僧等

4 1 / 65

累葉 5〔終〕 6 5 / (107)

御殿司等

4 24

無大費終其功 11 16

檢校已下祠官等

6 14

然則劄終功 14 21

別當道清等

9 2 / 145

終 15 6

阿彌陀觀音勢至等

9 4 / 147

結審 9 14 / 157

彼等

10 10

6〔絶〕 6 14 / 157

梁

7〔梁〕 9 9 / 100

6〔結〕 9 14 / 157

米部

7〔梁〕 9 9 / 100

9〔緩〕 9 14 / 157

〔石清水八幡宮權別当田中宗清願文案〕漢字索引〔禾穴立竹米糸部〕

絆 ⑫ 14

11 (縱) ① 38

縱雖暫讓与 ⑨ 24

縱雖受何身 ⑫ 7

縱無此炯誠 ⑬ 14

縱雖寺務之前日 ⑬ 14

11 (總) ↓ 惣

總 [9] 18

11 (繁) ⑫ 10

繁務

網部

8 (罪) ⑨ 18 / 161

罪障

8 (置) ⑥ 16

置停止之式

山内可奉安置一佛二菩薩像

矣 ⑧ 8

可奉安置阿彌陀觀音勢至等

像 ⑨ 4

像を安置したてまつるへし

148

定置僧侶二口 ⑨ 5

兼定置其所 ⑪ 14

可奉安置新堂 ⑭ 17

新堂に安置したてまつるへし 248

置六口之僧徒 ⑭ 27

9 (署) ② 13 / 53 116

連署

羊部

3 (美) ⑬ 8 / 227

美濃國

5 (羞) ⑦ 4

以其一羞神明

7 (義) ④ 13 / 77

論義講

13 (贏) ⑦ 7 / 132

飢贏

羽部

6 (翔) ③ 4

翔

老部

0 (老) ⑨ 13 / 156

老少

2 (考) ⑦ 5 / 130

祖考

4 (者) ① 11

當所八幡宮者

拜本地者則 ① 11

仰垂跡者 ① 12

殊被于吾朝者歟 ① 14

遂本望者 ① 22

若誇依怙還失道理者 ① 33

非氏人者 ① 37

然間適誇昇管者 ② 9

忽沈超越者 ② 10

然者 ② 12 / ④ 21 / ⑥ 12

此内以碩學法器者一人 ④ 3

各非死關者 ④ 4

若有智行難弃年戒可優者 ④ 4

於執行者 ④ 7

抑執行者宮寺之重職也 ④ 9

入寺中應其撰者 ④ 10

其故者 ④ 15

蜜宗者許之 ④ 24

尚非宮寺之餘裔者 ④ 26

殺生者：六趣輪廻之業因也

君者撰臣兮授官 ⑤ 2

臣者量已(二)兮受職 ⑥ 2

僧者好綱位 ⑥ 9

俗者耽顯榮 ⑥ 10

有殊功者 ⑥ 13

謂其殊功者 ⑥ 17

竊山川之猪鹿魚類者 ⑥ 18

與貧道無緣之者 ⑦ 6

但於有過分之不當者 ⑨ 10

惣者 ⑨ 18

彼不具經者 ⑩ 7

彼寺者：揚名抽身之砌也

凡者 ⑩ 10

凡者 ⑩ 13 / ⑬ 16 / ⑮ 12

朝家殊有尊崇者歟 ⑩ 13

入官家者十之二三 ⑪ 3

償神社者十之八九 ⑪ 5

至當宮者 ⑪ 6

凡非過分之大營者 ⑪ 11

大神吾不正之物者不受 ⑪ 12

理不拘成配(敗)者 ⑫ 5 / 203

於身之要人者 ⑫ 15

件塔者：燒失了 ⑫ 20

可償其事者已當弟子 ⑬ 2

況乎美濃國明知庄者彼塔領也 ⑬ 7

也 ⑬ 8

非寺務進退之身者 ⑭ 11

至于參籠之願者 ⑭ 13

希大虛之風者歟 ⑭ 23

抑我大菩薩者 ⑭ 24

於奉忽緒(隨)神者非廻向之 ⑭ 35

限 ⑭ 35

於其勤行者臨期可計定矣 ⑭ 37

至于寺務者非別運哉 ⑭ 4

遂過分之望者 ⑭ 5

於堂塔建立之願經論渡替之 ⑭ 13

志者 ⑭ 13

而部

0 (而) 職而斯由 ② 12

然而 ④ 11 ⑫ 9

而 ⑥ 7 ⑧ 4 ⑩ 5 ⑪ 9 ⑬ 14 ⑭ 26

少々借請而雖用之 ⑬ 4

彌祈運命而已 ⑭ 13

耳部

4 (耽) 俗者耽顯榮 ⑥ 10

7 (聖) ⑦ 10

聖斷 ② 5 / 47

聖胤 ④ 20 / 83

8 (聞) 當宮御修理不奏聞公家 ⑪ 1

當宮の御修理公家に奏聞せ 180

す 12 (職) 職 ① 25 ② 12 ④ 9

別當職 ④ 26 ⑥ 3 ⑩ 105

重職 ② 1 / 43

天聽 ④ 10 / 74

16 (聽) ② 6

5 (胤) 聖胤 ④ 20 / 83

公胤 ⑭ 18 / 248

種胤 ⑮ 11

7 (脣) 脣吻 ② 9

13 (臙) 一臙 ① 10

15 (臙) ① 10

肉部

一臙 [① 10]

臣部

0 (臣) 臣 ⑥ 2 ⑥ 2 / 104 104

權臣 ⑪ 8

神武内大臣 ⑮ 3

11 (臨) 臨時祭 ① 27 / 29

臨期可計定矣 ⑭ 38

0 (自) 自非才之淵源 ④ 22

若雖得自斷 ⑤ 6

藥師堂自本有之 ⑧ 5

自一門之列祖至吾寺之傍官 ⑨ 18

自界 ⑨ 20 / 163

自今身迄佛身 ⑨ 25

自少破各用意 ⑪ 15

但綽出自權勢 ⑫ 14

0 (至) 至部 ⑫ 4 / 202

至于庄務 ① 24

勢至 ⑨ 4 / 147

至吾寺之傍官 ⑨ 19

至當宮者 ⑪ 12

至于參籠之願者 ⑭ 13

至于寺務者非別運哉 ⑮ 4

乃至 ⑮ 10

4 (致) 不致破壞之修造 ⑪ 10

令致營修 ⑪ 13

未致締構 [⑭ 5]

8 (臺) 蓮臺 ⑮ 11

臼部

7 (與) ↓ 與 ① 39

縱雖暫讓與 ④ 19

與汝共上洛 ④ 19

供佛以後與貧道無緣之者 ⑦ 6

12 (舊) 舊史 ⑫ 2 / 200

舊規 ⑫ 4 / 202



艸部

5〔若〕  
 弟子若蒙冥睞有遂本望者 ① 21  
 若誇依怙遺失道理者 ① 33  
 若有智行難弃年戒可優者 ④ 5  
 若雖得自斷 ⑤ 6  
 弟子若漏一世之利益 ⑨ 22  
 若依大願之遂過分之望者 ⑩ 5  
 5〔苦〕  
 苦 ② 7 ⑤ 6 ⑦ 7  
 7〔莊〕↓庄  
 莊園 ① 1 ① 22 ① 34  
 ⑩ 5 ⑩ 14 ⑩ 36  
 莊務 ① 24  
 明知莊 ⑬ 8  
 7〔莫〕  
 莫令對桿 ① 31  
 輒莫讓他人 ① 38  
 莫學兩子傍官之輩 ② 17  
 敢莫懈緩矣 ⑤ 11  
 敢莫退轉 ⑨ 15

莫令對桿 ① 14  
 莫限寺務之時矣 ⑫ 22  
 8〔菩〕  
 大菩薩 ④ 16 ⑫ 4 ⑭ 24 ⑮ 2  
 ① 79 ② 202 ④ 254  
 無上菩提 ⑦ 9 ⑨ 134  
 菩薩 ⑧ 8  
 菩提 ⑨ 21 ⑮ 7 ⑰ 164  
 8〔華〕  
 華堂 ⑨ 3 ⑰ 146  
 9〔萬〕↓万  
 萬代 ① 24  
 數萬 ⑩ 3  
 9〔萼〕  
 萼 ⑮ 11  
 9〔葉〕  
 累葉 ⑥ 5 ⑰ 107  
 9〔著〕  
 不著世間之法 ⑮ 5  
 10〔蒙〕  
 弟子若蒙冥睞有遂本望者 ① 21

大菩薩 ④ 16 ⑫ 4 ⑭ 24 ⑮ 2  
 ① 79 ② 202 ④ 254  
 菩薩 ⑧ 8  
 14〔薰〕  
 薰修 ⑩ 8 ⑰ 172  
 14〔藍〕  
 大伽藍 ⑭ 3 ⑰ 233  
 14〔藏〕  
 經藏 ⑩ 3 ⑰ 6  
 15〔藥〕  
 藥師 ⑧ 2 ⑧ 4 ⑭ 25 ⑰ 136 ⑰ 138 ⑰ 255  
 5〔處〕  
 求媚時權之處 ② 6  
 6〔虛〕  
 大虛 ⑭ 23 ⑰ 253  
 7〔號〕  
 名號 ⑨ 24 ⑰ 167  
 虫部  
 8〔蜜〕↓密  
 蜜宗 ④ 24  
 顯蜜 ④ 25

行部

0〔行〕  
 執行 ① 7 ① 8 ④ 4 ④ 4 ④ 7  
 ④ 9 ④ 14 ④ 23  
 行幸 ⑨ 9 ⑩ 10 ⑩ 12 ⑩ 68 ⑩ 73 ⑩ 78 ⑩ 86  
 智行 ① 27 ⑰ 29  
 行教和尚 ④ 5 ④ 69  
 常行 ⑦ 8 ⑧ 133  
 修行之 ⑨ 26  
 これを修行して ⑨ 169  
 不可行新議(儀)非法事 ⑫ 1  
 守舊規可行事 ⑫ 4  
 張行新議(儀) ⑫ 12 ⑫ 4  
 知行 ⑬ 9  
 行業 ⑭ 16 ⑰ 246  
 ⑭ 28 ⑰ 258  
 行法 ⑭ 14 ⑰ 37  
 勤行 ⑭ 14 ⑰ 246  
 7〔衛〕  
 國衛 ⑪ 5 ⑰ 185  
 10〔衛〕  
 諸衛 ⑥ 9 ⑰ 111

衣部

0 (衣) 衣鉢 ⑨ 6 / 149  
 衣食 ⑭ 37 / 267  
 4 (衰) 宮寺衰微 ② 11  
 5 (被) 殊被于吾朝者歟 ① 14  
 忽被超越者 ② 10  
 被任在世之素意 ⑩ 6  
 被牽公私之繁務 ⑫ 9  
 7 (裏) 簡裏 ⑯ 13  
 7 (裔) 餘裔 ① 40 ④ 26 / 89  
 7 (補) 可舉補別當 ② 3  
 かならず別當に補すへし 45  
 補日 ② 4 / 46  
 輒不可改補 ④ 5  
 たやすくあらため補すへか 69  
 不可補其職 ④ 26  
 その職に補すへからす 89

定補之僧徒 ⑨ 9  
 定補せむ僧徒 152  
 弟子補闕之志雖切 ⑭ 9

西 部

0 (西) 西方 ⑮ 9  
 3 (要) 要 ⑥ 8 / 110  
 最要 ⑫ 18 / 215  
 要人 ⑫ 20 / 217

見 部

0 (見) 見其各々之勤勞 ① 19  
 そのをのつとめを見 21  
 4 (規) 舊規 ⑫ 4 / 202  
 9 (親) 親疎 ① 29 ⑥ 13 / 115  
 二親 ⑭ 29 / 259  
 14 (覽) 神必可垂照覽 ⑫ 17  
 神明かならず照覽して 214

18 (觀) 觀音 ⑧ 2 ⑧ 5 ⑨ 4

言 部

2 (計) 計略 ② 7  
 便々可計宛矣 ④ 27  
 計 ⑥ 11 ⑮ 5  
 計宛衣鉢二事 ⑨ 6  
 臨期可計定矣 ⑭ 38  
 3 (訓) 訓 ⑫ 21  
 3 (託) 御託宣 ⑧ 2 ⑫ 4 ⑮ 7 / 136 202  
 靈託 ⑧ 7 ⑫ 8 / 141 206  
 遂託上品号 ⑨ 27  
 4 (訪) 下訪二親 ⑭ 29  
 4 (許) 蜜宗者許之 ④ 24  
 5 (訴) 定有辯訴歟 ④ 11  
 6 (誇) 課役内 ① 26

若誇依怙還失道理者 ① 33  
 然間適誇昇骨者 ② 9  
 7 (誓) 本誓 ⑭ 26 / 256  
 7 (語) 家語 ⑫ 21  
 7 (誠) 濟度之悲願誠雖遍 ① 13  
 誠 ⑭ 32  
 7 (誠) 爲誠向後之陵遲也 ② 16  
 炯誠 ⑫ 7  
 誠 ⑫ 17  
 7 (誤) 誤及結審 ⑨ 14  
 誤 ⑩ 5  
 誤歸咎於本人 ⑫ 17  
 7 (誦) 汝爲我誦念經呪 ④ 18  
 なむちわかたために経咒を誦 81  
 念す 8  
 8 (誰) 誰不悲相害之苦乎 ⑤ 5  
 8 (課) 課役内 ① 26



隨力堪贖取生類可放還事

贖取可放之 ⑤ 10 ⑤ 1

走部

0 (走) 馳走 ② 7  
2 (赴) 重赴六道之輪廻 [⑨ 23]

3 (起) 起請 ② 13 ② 14 / 53 54

發起 ② 16 1

5 (超) 超越 ② 10

5 (越) 越越 ② 10

越布 ⑦ 2 / 127

8 (趣) 六趣輪廻 ⑤ 2 / 93

⑧ 7 ⑩ 14 ⑩ 31

足部

0 (足) 重々之所願一々不満足 ⑭ 8

重々の所願一々に満足せず

令満足二求 ⑭ 33 238

二求を満足せしめ 263

4 (跛) 未跛締構 ⑭ 5

6 (跡) 垂跡 ① 12 ① 15 ① 14

女跡 ① 24

教跡 ④ 20 / 83

門跡 ⑭ 22 / 252

跡 ⑩ 8

9 (蹄) 蹄 ⑤ 3

0 (身) 身 ① 35 ① 6 ① 15 ① 24 ① 10 ① 9 ① 12 ① 16

身命 ⑫ 20 ⑫ 14 ⑫ 8 ⑫ 11 ⑫ 16 ⑫ 3 ⑫ 16 ⑫ 11

身上 ⑫ 24 ⑫ 35 ⑫ 117 ⑫ 167 ⑫ 175 ⑫ 217 ⑫ 238 ⑫ 241

今身 ⑤ 10 / 101

佛身 ⑨ 25 / 168

廿六躰 ⑭ 17 / 247

車部

7 (輕) 人輕朝威 ⑪ 7

8 (輓) 輓莫讓他人 ① 38

輓不可改補 ④ 5

輓不可任官 ⑥ 1

不可輓授 ⑥ 3

輓不可改易 ⑨ 9

8 (輩) 輩 ② 3 ② 2 ② 17 ② 5 ② 5 ② 6 ② 20

三輩 ⑨ 12 ⑨ 3 ⑨ 12 ⑨ 19 ⑨ 14 ⑨ 33

8 (輪) 輪廻 ⑤ 2 ⑤ 23 / 93 166

11 (轉) 別當職可次第轉任事 ② 1

別當の職次第に轉任すへき ② 43

事 別當轉任檢校之替 ② 2

別當の轉任檢校に轉任のか ④ 44

はり 敢莫退轉 ⑨ 15 44

あへて退轉する事なからむ

轉讀 ⑩ 8 / 172 158

勿心之退轉 ⑩ 15 6

但不可退傳(轉)譜第於次第 ⑩ 9

但不可退轉譜第於次第 [⑩ 9]

6 (農) 農夫 ⑨ 12 / 155

疋部

3 (迄) 自今身迄佛身 ⑨ 25

4 (近) 近代 ⑥ 8

近邊 ⑨ 8 / 151

近隣 ⑨ 11 / 154

遠近 ⑨ 20 / 163

4 (返) 可返付本主氏人之餘裔矣

5〔迦〕	釋迦	① 39	先師別當造立千手觀音之間	⑬ 3	所願成就了可令遁世事	⑮ 1	道	⑦ 6	41
6〔追〕	追從	④ 20 / 82	千手觀音を造立したてまつる時	⑬ 10 223	有遂本望者	① 22	道清	⑨ 2 / 145	
6〔退〕	追善	⑦ 5 / 130	有可造立千手觀音…之願	⑬ 10 2	遂託上品兮	⑨ 27	道俗	⑨ 19 / 162	
	不退	① 17 ⑭ 27 / 19 257	千手觀音を造立したてまつり	⑭ 10 / 240 232	遂以今生爲穢土之終	⑮ 6	道儀	⑭ 22 / 252	
	付愁兮退	② 11	造營	⑭ 10 / 240	若依大願之力遂過分之望者	⑮ 5	神道	⑮ 4	
	敢莫退轉	⑨ 15	重造立千手像廿六躰	⑭ 17	遇別當闕之時	② 4	9〔達〕	⑥ 11 / 113	② 6
	あへて退轉する事なからむ	158	千手の像廿六躰を造立して	247	9〔運〕	⑭ 13 ⑮ 2 / 243	達事於天聽之間	⑥ 11 / 113	② 6
	進退	⑭ 11 / 241	7〔連〕	連署	② 13 ⑥ 14 / 53 116	⑮ 4	達官位之所望	⑥ 11 / 113	② 6
	勿心之退轉	⑮ 6	連々指合不償之	⑮ 5 ⑬ 5 ⑳ ⑳	連々さしあひてつくのはさる	⑮ 8	遠忌	⑦ 5 / 130	
	但不可退轉譜第於次第	⑮ 9	連々さしあひてつくのはさる	224 224 ㄹ	9〔遍〕	⑮ 8	遠近	⑨ 20 / 163	
	用途	⑨ 8 / 151	8〔進〕	昇進	② 9 ⑥ 5 / 107	① 13	然間適誇昇晉者	② 9	
	7〔通〕	② 15 / 55	寄進	① 11 9 / 189	9〔過〕	① 13	11〔運〕	② 9	
	一通	② 15 / 55	進退	⑭ 11 / 241	9〔過〕	⑨ 10 ⑪ 17 ⑮ 5 / 153 197	陵遲	② 16	
	7〔逝〕	⑬ 6	但不可進任宿運於理運	⑮ 8	9〔過〕	⑨ 10 ⑪ 17 ⑮ 5 / 153 197	12〔遺〕	② 16	
	遂以令逝去	⑬ 6	9〔遁〕	① 33 / 57	雖難祭過	⑮ 12	其願尙遺	⑭ 12 21	
	つるに逝去	⑬ 6	道理	① 33 / 57	9〔道〕	⑮ 12	此條永遺家語之訓	⑭ 12 21	
	其身早逝	⑭ 8					13〔還〕	⑭ 9	
	7〔造〕	⑭ 8							
	修造	⑩ 10 / 190							

還失道理者 ① 33  
隨力堪贖取生類可放還事

采部

金部

生類をあかひとりて放還す ⑤ 1  
へき事 92

13 (釋)  
釋迦 ④ 20 / 82  
里部

0 (金)  
金物 ⑬ 3  
5 (鉢)  
衣鉢 ⑨ 6 / 149  
8 (録)  
新録 ⑩ 5

近邊 ⑨ 8 / 151

邑部

0 (里)  
里(累)葉 107  
2 (重)  
重職 ④ 9 / 73  
10 (鎮)  
錯亂往式 ⑫ 11

10 (闕)  
世間 ⑮ 5  
⑬ 4  
② 4  
④ 14  
⑨ 9 / 46  
④ 4 / 239

8 (部)

15 3

5 (阿)  
阿彌陀 ⑨ 4 / 147  
5 (陀)  
阿彌陀 ⑨ 4 / 147  
彌陀 ⑨ 24 / 167

酉部

長部

阜部

3 (配)  
別當已下可支配庄園事 ① 1  
尊崇高配祖宗之廟 ① 16  
尊崇たかく祖宗の廟に配す

重事 ⑪ 2 / 182  
重々 ⑭ 8 ⑭ 8 (々) / 238 238 (々)  
重造立千手像廿六鉢 ⑭ 16  
重山 ⑭ 23 / 253  
重代 ⑯ 3

0 (長)  
但雖長顯蜜之修學 ④ 25

支配彼依怙 ① 23  
配分 ① 34  
成配(敗) ⑫ 15  
6 (酬)  
是酬師之志也 ⑯ 7

4 (野)  
山野 ⑤ 3 / 94  
5 (量)  
器量 ④ 12 / 76  
臣者量已(己)兮受職 ⑥ 3  
11 (釐)  
釐務 ① 34

0 (門)  
一門 ⑨ 18 ⑭ 33 / 161 263  
門跡 ⑭ 22 / 252  
4 (開)  
定開蓮臺之尊矣 ⑮ 11  
4 (間)  
可令停止彼官位并庄園釐務

19

重代 ⑯ 3

5 (附)  
勿附其人 ① 25  
可附其職 ④ 9  
可寄附于用途 ⑨ 8  
6 (限)  
或限其實 ⑥ 6  
莫限寺務之時矣 ⑥ 15 ⑭ 35 ⑯ 16 / 22

16 7

釐務 ① 34

① 34

16 7

釐務 ① 34

① 34

16 7

釐務 ① 34

① 34

7 (除)

拜除

⑥ 17 / 119

8 (陰)

陰

⑮ 11

8 (陵)

陵遲

② 16

11 (障)

罪障

⑨ 18 / 161

12 (隣)

近隣

⑨ 11 / 154

13 (隨)

永隨所職

① 25

隨力堪贖取生類可放還事

⑤ 1

佳部

4 (雅)

雅緣

⑭ 18 / 248

9 (雖)

濟度之悲願誠雖遍

① 13

雖身之恩潤

① 35

縱雖暫讓与

① 39

當宮僧俗官等雖帶官位

③ 2

但雖長顯蜜之修學

④ 25

若雖得自斷

⑤ 6

雖有人之煩

縱雖受何身

雖難禁遏

少々借請而雖用之

雖顯形像

雖及八箇度

弟子補闕之志雖切

但雖馮我

雖爲重代之職

雖爲權官之身

縱雖寺務之前日

11 (難)

若有智行難弃年戒可優者

④ 5

難備法之棟梁故也

雖難禁遏

難渡未渡乃厭生平渡加爲仁現

神道

神之冥慮難測

雨部

4 (雲)

雲栖

12 (露)

露

⑮ 11 / 16 / 14

16 (靈)

靈驗

靈託

靈像

祖靈

非部

0 (非)

非氏人者

各非死闕者

自非才之淵源

尙非宮寺之餘裔者

皆非無所據

近代非當宮之要

非本所之舉

全非神之飭

凡非過分之大管者

非法

非禮

非力之所及

是非寺務進退之身者

非廻向之限

至于寺務者非別運哉

⑮ 13 / 15

⑧ 7 / 8 / 12 8 / 141 206

⑮ 10 / 26 / 256

面部

0 (面)

面々

面目

④ 26 / 89 / 89 (々)

① 20 / ① 20 / ④ 26

② 10

音部

0 (音)

觀音

⑧ 2 / ⑧ 5 / ⑨ 4

⑬ 4 / ⑭ 2 / ⑭ 25

⑬ 136 / 139 / 147 / 223 / 232 / 255

頁部

3 (須)

若雖得自斷須悲他未厭

4 (頰)

頰數万戸之民烟

5 (頰)

偏頰

5 (領)

押領

寺領

神領

① 30 / ⑥ 13 / ⑫ 16 / 32 115

① 37 / ⑬ 8 / ⑬ 37 / 37 227

① 4 / ⑪ 13 / ⑪ 13 / 180 193

① 37 / ① 37

顯榮	顯蜜	14 (顯)	無顧神慮	不顧神慮之受否	大願	呪願	所願	發願	願	素願	悲願	立願	10 (願)	部類	類	猪鹿魚類	生類	9 (類)	探題	9 (題)	
④ 25 / 88	⑥ 10 / 112	0 (首)	飭	以飭一日之道儀	① 16 1 5	① 14 19 / 249	① 14 8 15 1 / 238	① 10 4 14 30 16 15 / 25 139 233 236 239 242 243	① 16 6 10 16 13	① 8 5 14 3 14 6 14 9	① 1 13 / 15	序 2 14 20 / 2 250	① 15 3	⑦ 2 / 127	⑥ 18 / 120	⑤ 1 / 91			④ 14 / 78		
首部	首部	0 (首)	飭	以飭一日之道儀	8 (飭)	仰神德之餘身	餘裔	供養	飢羸	2 (飢)	衣食	0 (食)	食部	風腹	風	0 (風)	風部	顯和光之本誓	雖顯形象	9 (題)	
			⑧ 8	⑬ 12	⑧ 8	⑬ 11	① 40 ④ 26 / 89	⑩ 4 ⑭ 21 / 251	⑦ 7 / 132	⑭ 37 / 267				⑭ 23 / 253				⑭ 14 ⑭ 4			
首	首	首	首	首	首	首	骨部	靈驗	馳走	3 (馳)	但雖馮我	馮	2 (馮) ↓ 憑	馬部	風腹	9 (腹)	香部	首	首	首	
								① 13 / 15	5 (駐)	宜駐任意之上奏矣	5 (駐)	⑭ 34 ⑭ 32			⑮ 10			⑮ 11			
尊崇高配祖宗之廟	點近邊之餘田	5 (點)	廿六體	13 (體) ↓ 躄	骨部	猪鹿魚類	鹿部	鵝眼	7 (鵝)	鳥部	鱗	12 (鱗)	猪鹿魚類	0 (魚)	魚部	定有鬱訴歎	21 (鬱) ↓ 鬱	鬱部	鬱部	鬱部	
① 16	⑤ 5	⑤ 5	⑭ 14 ⑮ 17	⑮ 11	⑮ 11	⑮ 11	⑦ 2 / 127	⑦ 2 / 127	⑦ 2 / 127	⑤ 4	⑥ 18 / 120	⑥ 18 / 120	④ 11								

〔石清水八幡宮權別当田中宗清願文案〕漢字索引(佳雨非面音頁風食首香馬骨高鬩魚鳥鹿部) 四一九



齊部

齊<sup>0</sup>  
〔齊〕  
齊<sub>納</sub>

⑦  
2  
/  
127